

## 「令和元年度第6回高知市子ども・子育て支援会議」

開催日時：令和2年3月3日（火）18時30分～20時30分

会 場：総合あんしんセンター3階大会議室

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第6回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

私は子育て給付課の宮本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、また新型コロナウイルスの対応等でお忙しい中ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。議事に入りますまで司会進行のほうを務めさせていただきます。

本日、先ほど申しましたように感染防止策としましてできるだけスムーズに会議を進めさせていただきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議は、15人の委員の皆様のうち出席委員10名と条例で定めております会議定足数を満たしております。有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、欠席の委員の方につきましては都合により欠席とご連絡を頂戴しております。本日の会議では高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況そして第2期高知市子ども・子育て支援事業計画（案）のご説明させていただき、ご協力いただきたいと思います。

先ほどお願いしましたとおり新型コロナウイルスの感染防止策対策としまして最小限の人員により会議を進めさせていただくことになっておりまして、重点施策の実施状況等の報告につきましては関連部署に限り出席をさせていただいておりますのでご理解のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付物の確認をさせていただきます。一覧表をお手元のほうに置いております。会次第、会委員名簿、座席表、そして議事資料としまして事前に送付させていただきました資料1から5そして、本日お席のほうに置いております資料6、そして連絡票、事業計画重点施策の今後の取組方針に対する評価とご意見等、それと返信用の封筒でございます。なにか足りない部分はございませんでしょうか。同封した資料等をお持ちでない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。いらっしゃいませんか。

そしたら、議事に入ります前に、会議の開催に当たりましては情報公開の対象となっておりますので議事録作成のために録音をさせていただきます。発言の際はお名前おっしゃっていただきましてその後にご発言を下さりますようお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。ここからは有田会長に進行をお願いいたします。有田会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。それではただいまより始めていきたいと思えます。式次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと思えます。議事 1 番の高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

(子育て給付課 関川)

子育て給付課，関川です。

事業計画の点検・評価について説明をします。資料 1 の 2 ページをごらんください。高知市子ども支援事業計画の点検・評価につきましては序論の中に点検・評価として 2 ページの一番上の囲みの中の内容を記載しております。具体的に今，事業計画の点検・評価を行う内容として委員の皆様には 3 つの項目を確認していただくこととなります。

1 つ目は重点施策の取組状況です。事業計画においては 5 つの重点施策があり，それぞれの施策の取組状況を点検し今後の取組方針について評価します。今年度の報告分として取組状況をまとめたものが資料 2 になります。

2 つ目は各基本施策に関連する事業等の実施状況です。事業計画には全部で 20 の基本施策がありそれぞれの施策に関連する事業等についてその実施状況を確認します。今年度の報告分として実施状況をまとめたものが資料 3，A4 横の資料になります。

3 つ目は数値目標の達成状況です。事業計画には平成 31 年度までの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の数値目標を記載しておりますので，その達成状況をご報告します。こちらが資料 4 になります。

点検・評価の流れは資料 1 の 2 ページの 3 ですね。点検・評価の流れのイメージ図となっています。

評価の方法は資料 1 の 2 ページの 4 のほうになりまして，本日の会議では事務局から資料 2 から抜粋で重点施策の取組状況についてご報告をさせていただき，その内容に対しましてご意見などをいただきたいと思っております。

また，委員の皆様にはそれぞれの重点施策の今後の取組方針について④のとおりの評価をいただきたいと考えております。評価をどのように行うかについては 3 ページをごらんください。3 ページ目は重点施策①，健やかな子どもの誕生への支援の点検評価のシートになります。一番上の表は事業計画に記載してる今後の方向性，関連する事業等を一覧表にしたものです。

次の，施策の推進に関係する主な指標はこの事業計画の数値目標と他の計画において取り組む指標がある場合に記載をしております。

次の施策の主な取組状況とその次の施策に関連する主な事業等の実施状況，別添のとおりとありますがそれぞれ資料 2，資料 3 が該当する資料となります。

次の施策の今後の取組方針は関係課で構成する庁内の組織におきまして現在の取組内容や課題を踏まえた今後の取組方針を評価しその内容を記載しています。重点施策①では評

価を4とし、課題への対応・見直し等の内容はその下に記載をしております。委員の皆様にはこの事務局の評価に対してのご報告させていただく内容等を参考にそれぞれ評価点を付けていただき会議の中のご発言も含めてご意見がある場合には記入をお願いいたします。

他の評価の用紙は提出用として資料とは別に返信用封筒と一緒に机のほうに置いておりますので、そちらに記入していただき返信用封筒で後日事務局まで送付をお願いいたします。それではまずは重点施策の①からお願いします。

(母子保健課 野田課長補佐)

それでは重点施策①健やかな子どもの誕生への支援について、母子保健課から報告させていただきます。資料2の1ページからになります。母子保健課においては妊娠から出産を経て子供が成長する過程において切れ目のない支援を行うことで住み慣れた場所で安心して子育てができるよう取組を進めています。

次のページをお願いします。重点施策で挙げております健やかな子どもの誕生への支援の主な取組は下の枠内の4点であり、それぞれの取組について報告します。

次のページをお願いします。まず、1つ目の妊娠期の母体管理のための体制強化についてです。取組の一つとして医療機関との連携の充実があります。地域で妊娠から支援が必要なケースについては医療機関から継続看護連絡票を使って情報提供を行う仕組みになっており500件を超える連絡があります。この連絡票を使う以外にも医療センターと医大では定例会を開催しており、支援が必要な方の情報交換を行い、よりきめ細かいタイムリーな支援にいかしています。

次のページをお願いします。妊婦の健康管理の向上を図るために、妊婦一般健康診査14回分を公費負担により受診できるようにしており、母子健康手帳交付時に健診の重要性を啓発し、受診勧奨にも力を入れています。平均12回の利用となっています。

次のページをお願いします。妊娠届出時の面接や継続看護連絡票などから把握した情報により、支援が必要と思われる妊婦に対しては、保健師が家庭訪問を行い、個別に保健指導や関係機関と連携を図りながら妊娠からの支援を行っており、平成30年度は前年度に比べて対応件数が増えています。

次のページをお願いします。次に、主な取組の2つ目、妊娠から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備についてです。平成27年度から母子保健課内に子育て世代包括支援センターを設置し、専任の母子保健コーディネーターを配置、順次、配置人数を増員してまいりました。産科医療機関に妊娠届出は子育て世代包括支援センターへ行くよう勧奨を依頼するとともに、市民にも市広報等で周知を図ってきました。令和元年度10月末時点で面接率が51.4%と50%は超えてはきましたがまだまだ全数実施には至っていません。

次のページをお願いします。妊娠届出や面接で把握できた情報を基に週1回妊婦支援検討会を定例で開催し、支援の要否と支援方針について協議し決定しています。平成30年度

の実績では面接実施者の 19.2%が要支援となっています。

次のページはその要支援者の理由、問題点の多いものを整理した表です。支援者不足、経済不安、精神疾患、未入籍等が上位に上がっています。

次のページをお願いします。母子保健コーディネーターは母子健康手帳交付時の面接だけでなく、転入手続や各種制度の利用申請の際にも面接を実施するほか、妊娠・出産・子育てに関する電話相談にも対応しています。

次のページは、昨年 11 月に市内で 2 か所目となる子育て世代包括支援センターとして西部健康福祉センター内に開設した西部子育て世代包括支援センターの様子です。妊娠届出時の面接室のほか、マタニティグッズやベビー用品などの展示も行っています。地域子育て支援センターぽけっとランドに併設していることにより、妊娠届出に来所したときに子育て中の親子の様子を見学したり、先輩ママと交流することができるため、子育てをイメージしやすく好評です。

次のページの産後ケア事業については、県子ども・子育て支援事業計画では当初掲載しておりませんでした。産後の母子の心身のケアや育児のサポートのための事業として平成 28 年度から開始しています。訪問型と宿泊型があります。令和元年 10 月には宿泊型の委託施設を 1 か所追加し、2 か所で実施できる体制をつくりました。次のページには産後ケア事業の実績を載せています。

次のページをごらんください。主な取組の 3 つ目、早産リスク要因や予防についての啓発です。母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、喫煙や飲酒など生活習慣について指導を行っています。また、啓発用のパンフレットの配布や妊婦歯科検診受診券を交付し受診勧奨をしています。また、パパ・ママ教室・ひろばに早産リスク要因や予防についての講義を入れたり幼児健診の機会を活用した啓発等を行っています。

次のページは主な取組の 4 つ目、不妊に悩む人への支援についてです。不妊治療費助成事業では特定不妊治療の助成に加え、平成 29 年度から一般不妊治療（人工授精）の助成を開始し、経済的な負担軽減を図っています。

次のページをお願いします。最後は今後の方向性です。妊婦との面接率 100%を目指し、さらなる体制の拡充に努めます。医療機関との連携を引き続き図り、妊娠時からの支援や母体管理を行っていきます。早産予防のための妊娠中の健康管理や、産後うつ予防のための知識の普及、啓発に様々な機会を活用して取り組んでまいります。また、妊産婦の家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、子育てに臨めるようにサポートすることを目的とした地域の仲間づくりやサービスの提供等に向けて取り組んでまいります。

以上でご報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から評価に関する説明と重点施策①につきまして説明がありましたけれども、このことにつきまして質問、意見ございませんでしょうか。

(吉川委員)

はい。吉川ですけど、妊婦との面接率を100%目指してるけどまだ半分くらいですかね。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。

(吉川委員)

その理由はどんなものがあるのでしょうか。

(母子保健課 野田課長補佐)

現在、令和元年度11月に西部の包括支援センターができて、母子保健課と2カ所になります。まだ各窓口センターでの母子手帳の交付はまだされております。令和2年度、来年度に東部に3カ所目の包括支援センターを開設する予定ですので、それが開設されて令和3年度からはもう3カ所の子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳の交付にして窓口センターでの交付が無くなりますのでその時点で妊婦全数との面接が可能となります。

(吉川委員)

はい。分かりましたけど、北のほうにはもうできてるんですかね。

(母子保健課 野田課長補佐)

北にはないですので、現在はもう、北のエリアの方は母子保健課が一番近いところになります。子育て支援の拠点として将来的に北部のほうにも地域子育て支援センター等を開設していく方針になっておりますので、そちらのほうに子育て世代包括支援センターも併設される予定にはなっています。

(吉川委員)

じゃあ3つできたらだいたいその窓口で交付するから母子手帳を全部できるということになるわけですかね。

(母子保健課 野田課長補佐)

そうですね。はい。

(吉川委員)

前も言ったと思うんですけど、それを待たずに今、交付している市の庁舎で交付しているんですかね。もう1カ所。

(母子保健課 野田課長補佐)

あんしんセンターの中の母子保健課です。

(吉川委員)

あんしんセンター。そこではできないんですかね。面接。

(母子保健課 野田課長補佐)

できるだけ包括支援センターに行くように医療機関等にも勧奨はさせていただいておりますけれども、やはり、まだ窓口センターがあると近くなので便利ということで、窓口センターのほうに届け出に行かれるという方がいらっしゃいますので、今、母子保健課と西部の2カ所の時点で全ての窓口センターでの交付をやめてしまいますと、東部エリアとかの方はやはりちょっと遠くなるということもありまして、窓口センターでの交付をまだ現在も続けているというところで、どうしても窓口センターに行かれる方がまだいらっしゃるというところがあります。

(吉川委員)

そうですね。仕方ないかな。

(会長)

訪ねていくってことは妊婦さんのほうが訪ねていくわけですよ。

(母子保健課 野田課長補佐)

そうですね。

(会長)

来られない方に市のほうから会いに行くなんてことは難しんですか。来られない方について。

(母子保健課 野田課長補佐)

母子健康手帳の交付は窓口センターのほうでされていってますので、妊娠届出を持って、どこかに行かれますので、窓口センターに届出を出されて母子コーディネーターと面接を出来ていない方につきましても妊娠届出が本課のほうに回ってきますので、その内容によ

って、例えば若年妊婦であるとか、ちょっと生理が遅い方であるとか、そういった妊娠届出からだけにはなりませんけれども、養育環境等、妊娠中の健康管理等、心配される方につきましては母子コーディネーターのほうから電話等入れて状況を確認して必要に応じて支援をするようにはしております。ただ、全員に、窓口センターに出された方に電話でつながったり面接を受けていただくということにはなっていない。

(吉川委員)

全員にはできないということですね。いいと思うんですが、重点的にやるということが大切なんだと思うんですけど。もう一つは母子保健コーディネーターの7ページですか、人数ですけども、充実させてきてると言いながら、結局、いろんな政策はいっぱいやられてるけども、それを高知県版ネウボラというのであれば、それを本当に多方面のいろんな悩みがあるというのを9ページにありますよね。これにまず第一番に対応する人がいて、そしてその人がどこかに行きなさいという指示を出さないといけない。そして継続的に信頼できる人がいないといけない。そうしたらやっぱり高知市ではこの母子保健コーディネーターがそういう役割をしようとしてるのであれば、その方がもっともっとたくさんいるんじゃないかという気がするんですけどいかがでしょうか。

(母子保健課 野田課長補佐)

この資料7ページにあります母子コーディネーターの数は、この10月時点ではまだ母子保健課1カ所だけしかありませんでしたので3名となっておりますが、西部のほうが配属されまして、開設の当初は母子コーディネーター1名と保健師1名でしたけれども、この3月からさらに母子コーディネーターがもう1名増えまして、西部の包括センターにも3名、母子コーディネーター2名と保健師1名がおります。また東部ができましたら東部のほうにも、また母子コーディネーターを配置して対応していく予定にはなっております。

(吉川委員)

はい。増やしていただくのはいいと思います。そして最終目標はこのどれぐらいの人に面接をしたらいいか、行かないといけない人がどれぐらいいるだろうというのは分かっていますよね。そしたら、その人の、一人の母子保健コーディネーターがどれぐらい受け持てるのかということしたら、最終目標は出ると思うんですけど、それはどれぐらいだと思っているんですか。

(母子保健課 野田課長補佐)

具体的な数としては挙げてはおりませんが、今現在も面接で支援が必要な方は母子コーディネーターが引き続き継続して支援に関わる場合と、より問題が複雑で長期的、それからまた非常に多機関にわたっての支援が必要な場合は、地区担当保健師のほうに母子コー

ディネーターから各自でつないで支援をしていくようになっておりますので、そのケースの状況によって母子コーディネーターあるいは地区担当保健師といった役割分担をして対応するようにしております。

(吉川委員)

はい。もう少し聞かせて。それはいい体制だと思いますね。母子保健コーディネーターはもう少し緩やかな感じで全体を見ると、もっと専門的になると保健師さんがやろうと。母子保健コーディネーターというのはどういう方を、いろんな職種の人とかいろいろいらっしやると思うんですけど、どういう方を雇用されているのでしょうか。

(母子保健課 野田課長補佐)

母子保健コーディネーターの要件としましては、保健師又は助産師の資格を持つ方としております。国の補助対象としては看護師等の方でも構わないとなっておりますが、いろいろ経験等勘案しまして、高知市としては現在のところ保健師又は助産師という職種の条件で雇用しております。実際には赤ちゃん訪問とかで訪問員さんとしてお願いをして、子育て家庭への支援の経験がある人の中からコーディネーターに雇用していくというふうなパターンと、それから保健師の臨時保健師として産休、育休の代替えで来ていただいている保健師で、そういう実際に高知市で子育て支援に携わった経験のある人の中からまた母子コーディネーターをお願いしたりといったことで、母子の支援に一定の経験がある方を採用するようにはしております。

(吉川委員)

とてもいいと思います。資格だけじゃなくてその人の包容力とか、いろんなことが求められてると思いますので、その方々が継続して勤務されて、5年10年して、そのいい人がまた次を育てるといった体制を作っていただきたいと思いますけれども。

(母子保健課 野田課長補佐)

ありがとうございます。

(会長)

はい、宮地委員。

(宮地委員)

宮地です。

この報告する中で2ページの部分で、関係機関の中に認定こども園も入れていただいたほうが分かりやすいかなという分がありますので、それをお願いしたいと思います。



(母子保健課 野田課長補佐)

はい。

(宮地委員)

保育園と幼稚園が白抜きとオレンジになってる意味は何なのかなと思いつつ。ちょうど新しい施設関係が出てきたんでぜひともその辺も入れていただけたら有り難いかなという思いです。

(母子保健課 野田課長補佐)

分かりました。

(宮地委員)

はい。

(母子保健課 野田課長補佐)

ご助言ありがとうございます。

(宮地委員)

オレンジと白のこれは何か意味があるがですか。

(母子保健課 野田課長補佐)

これは、すみません。色の付け抜かりかと。

(宮地委員)

はい。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。

(宮地委員)

何か違いがあるのかなと思って。ぜひとも認定こども園っていうのも加えていただきたいということと、もしここが何か違いがないのなら何らかの。

(有田会長)

違うでしょ。抜かったがでしょ。抜かったがやないです。

(宮地委員)

塗り忘れ。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。前年度からそのままです。すみません。

(宮地委員)

何か意味があるのかなと思って。非常に小っちゃなことが気になったものです。すみません。

(母子保健課 野田課長補佐)

色が付いてる部分が市の関係機関というところもあるかと思います。

(宮地委員)

そんな細かい区分けが要るのかなというのが。要するに誰が見るのって言ったときに分かりやすい形にしていただければ有り難いかなと。何か違いがあるのかと思ってしまう。

(母子保健課 野田課長補佐)

貴重なご意見ありがとうございました。

(有田会長)

じゃあそのところの、認定こども園を加えていただくことと、白抜きも同じような形ってこととそれから吉川委員がおっしゃられたことにつきましては要望というところでしょうか。

(井上委員)

はい。

(有田会長)

井上委員。

(井上委員)

井上です。9ページの妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備のところで、精神疾患などで病院受診される場合に、子供さんが生まれたばかりだとか小さい方とか、なかなかその小さな子供さんを連れての受診というのがなかなかこう、落ち着いた環境での診療ということにはならなくて、検査とかもなかなか厳しい状況があって、病院

のスタッフが見ればいいんですけども、そういうわけにはなかなかいかない状況とかもあるんですけど。そういう場合にもうちょっとサポートする体制とか何かあります。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。精神疾患を持って、妊娠中から。医療機関から連携をして支援をしている方につきましては子ども家庭支援センターの管轄しております養育支援訪問事業というのがありまして、いろいろな事情で一人では受診とかがなかなか十分できなかつたり、子供を連れての受診が大変なときにそういう必要な医療にかかるために、そういう養育支援訪問事業でそういう支援をする人が一緒に同伴をして受診をするであるとか、精神疾患に限らず、例えば子供さんをお母さん一人で連れて子供さんの健診とかに行くのがなかなかそのままでは行けないような方には付き添って行くなどの支援はしております。

(井上委員)

その難しいとかいう状況の聞き取りとかは支援に関わってる方がされているということですかね。新たに産後うつとかでかかられるときとか、ちょっとなかなか家族のサポートも得られない方とかは小さな方、赤ちゃん連れてこられたりする場合もあるので、そういう場合にちょっとこう本当にいけるのか大丈夫なのかという何かその聞き取りの何か具体的な支援する人というのがどういう形でやられているのかなと思ったがです。

(母子保健課 野田課長補佐)

実際には既に妊娠前から精神疾患等がある方が妊娠した場合は、医療機関からの連絡で相談支援員のほうで把握しまして、先ほど言いました医大との定期的な連絡会もしておりますので、そういった中でこのケースについて、病院のほうも妊婦さんからは妊娠中のこと、それから家庭環境それから出産後、養育の支援がいいとか、いろいろな背景を病院のほうでもかなり聞いておりますので、その中で生まれた後の養育環境、支援する人がいないであるとか、妊娠中もそういう受診がそのままでは途切れる可能性が高いとか、いろいろ考えられるリスク等を医療機関の方と一緒にケース会等開きまして検討して、また本人を交えたケース会などをして出産。その席にはご家族の方にも同席していただいて、ご家族としてどこまでどういったことができるのか。事前に生まれるまでに家族に対しても出産後できるように育児の仕方を教育したりとか、病院を退院するまでにご家族の方も一緒に泊まり込んで体験してもらって、どれくらい退院後ご家族でできるか、どれくらいサポートが必要かということ退院前にケースカンファレンス等もしまして、その時点で養育支援訪問事業を受けたほうがいいのかと思われる方については、こういった事業があるけれどもということでご紹介をして、それを利用していただくようお願いをしたりとかいったケースが多いと思います。

(有田会長)

よろしいでしょうか。他にありませんか。

きっとこの妊婦さんが一番初めに子育てをするとき不安を持ってると、これから先の子育てにずっと関わってくるので、それこそ小学校なんかの不登校なんかもつながってくるなと思いますけども、ここにありますように面接率100%を目指していかれる具体的な取組の中には、やっぱり面接に来られない方をどのように救っていくのかというような取組のほうをぜひお考えいただきたいというところで、このところはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、重点施策②につきまして事務局のほうから説明お願いいたします。

(保育幼稚園課 石川)

失礼します。保育幼稚園課保育担当の石川と申します。

17 ページにあります、重点施策②より質の高い教育・保育の推進についてご説明させていただきます。座って失礼します。

では、18 ページをごらんください。まず家庭支援推進保育事業につきまして、保護者の経済的事情や疾病、情緒不安定、社会関係との関係づくりが困難であるなどによる育児不安、育児混乱、虐待リスクを抱えているなど厳しい環境の家庭と、子供に寄り添い、親子や家庭との信頼関係を作っていくながら支援を行うことで、子供の心身の発達を支援する事業となっております。令和元年度の実施園は公、民の保育所合わせて33園となっており、各園1名の家庭支援推進加配保育士が配置されております。子育てに関する相談を受けたり、支援を要する子供に直接関わったり、ケースによっては虐待対応で関係各機関とのパイプ役となることもあります。また、子供たちの環境を整えるなど、あらゆる角度から支えております。

次のページをごらんください。子ども・子育て相談支援員の活動についてですが、資料には訪問を行った園の数や電話相談の件数が示されております。これまでの支援の件数をお示ししておりますが、平成30年度から園訪問支援数が伸びております。これは、特別支援について子供たちの支援を園全体で考えられるような仕組みを考え、子ども・子育て相談支援員による特別支援の巡回相談という形で園を訪問し、相談支援を行ってきたことによる訪問数の増加となっております。相談内容につきましても、各園の子供の状況についての相談だけではなく、保育士の悩みや園全体の取組に関する事、その他の関係機関と連携をとって対応していかなくてはならない相談もあり、相談支援員の業務も多様な内容となってきております。母子保健コーディネーターの仕組みについての概要につきましては、資料のとおりとなっております。

次のページをごらんください。職員の資質向上に向けての研修についてです。高知市保育幼稚園課が実施している研修と、右下にありますが高知県の実施している研修について大まかに示しております。研修名を挙げて分類しておりますが、その目的や内容によって

対象となる職員も保育士だけでなく他の職種も対象としております。実際の参加職種や参加人数等、次の資料に挙げておりますので、次のページをごらんください。高知市では大きく 17 項目の研修を実施しております。それぞれの職種、施設長、クラス担任、特別支援担当保育士、特別支援加配保育士、家庭支援推進加配保育士、調理員、看護師、役員に合わせてより専門性を高める研修も進めながら、他の職種の立場に立ち、共に施設の職員として学び合っていることも重要と捉えております。令和元年度からは給食関係者研修の研修名を食育研修と変更しました。変更をした背景としては、調理員だけではなくその他の職種の職員も参加をし、調理員と保育士等が連携を重視してアレルギー対応を行うことや、食を通して保育につなげる取組など、共に学び合う機会となるように進めております。特別支援関係については、専門性を高めるとともに、施設長、クラス担任と特別支援担当加配保育士、そして園全体での共有を基に取り組む体制の大切さを、講演やグループ交流、公開保育見学を通して学ぶことを狙いとして実施しております。そして研修だけではなく、先ほど説明しました巡回相談としての園訪問、年 1 から 2 回を研修と並行して実施し、今の現状を共に考える体制として進めております。巡回相談としての園訪問では、施設長や保育士等の悩みや取組過程をお聞きし、一緒に考える機会とし、保育幼稚園課と各施設で共有し、支援につながっていくように進めており、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。また、ゼロから 2 歳までの非認知能力の芽生えを促すための乳児保育研修や園内研修を充実するとともに、その研修を公立保育所から近隣の園に呼び掛けていくことも含め、全体の質の向上にもつなげていきたいと考えております。

最後に 22 ページにありますが、今後の方向性につきまして次の 3 点を挙げております。保育幼稚園課に配置された相談支援員による園訪問や巡回相談により、家庭環境や発育状況、特別な支援を要する子供や家庭に配慮した、よりきめ細かな保育をすることや、厳しい環境にある子供と家庭への支援につながっております。今後につきましても、配慮が必要とされる児童の家庭への支援について、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的にこれに取り組んでまいります。

2 点目といたしまして、研修のさらなる充実としております。従来の研修を見直し充実させるとともに、保育指針の改定に合わせ、乳児保育の充実、家庭や地域と連携した子育て支援、環境の変化を踏まえた健康・安全の確保等、幼児教育全般の充実が求められ、それらに対応するべく研修方法や内容についてさらに充実したものにしていきます。また、研修を受講するだけでなく、同じ園の職員同士学んだことを伝え合い、園内で保育者が高め合える環境づくりに努めることも啓発していきたいと考えています。

3 点目といたしまして、各種研修や高知県が実施するキャリアアップ研修等に職員が参加しやすい環境づくり、職員一人一人の専門性や技術の向上、教育・保育の質の向上につなげていくことの取組を推進していく必要があると考えております。令和元年度につきましては、高知県と高知市の研修担当で家庭支援推進事業加配保育士研修について形式や内容について協議を積み重ねて実施しました。高知市のほうでは、その年度の施設の状況を踏

まえたテーマの講演やグループ協議，公開保育を通して，家庭支援の保育士が園全体でどのように取り組み，課題を共有しているのか学ぶ機会の充実を大事に実施しております。高知県のほうは，記録の書き方に当たっての捉え方と，そして県外講師を招いての講演，高知県全体の現状等を知る機会とする内容で実施しており，高知市と高知県のそれぞれの研修の内容をいかした展開にしております。重複する日程のあった研修については，1日から半日にするなどの形式としております。その他の研修についても県として協議を重ね，職員の参加しやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。そして自園での実践につなげていけるように啓発していきます。

以上で，より質の高い教育・保育の推進についての説明とさせていただきます。

(学校教育課 平井班長)

それでは失礼します。続いての資料でございます高知市で行っています保育所，幼稚園，認定こども園，そして小学校，義務教育学校の連携についてご説明をさせていただきます。幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の実現と双方の充実を目指すという目的を持って，平成24年度に作成をしまして，こちらの，のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラムを基にしまして，園児と児童の交流，保幼小教職員の連携，入学前保護者説明会，そして幼児期の保育・教育，そして小学校教育を滑らかにつなぐための取組を進めてまいります。

その取組の一つですけれども，2ページ目にあります保・幼・小連携推進地区事業です。平成25年度に8推進地区で始めましたこの事業ですけれども，ここ数年は4校区ずつモデル地区を増やしておりまして，本年度は28小学校，72園で連携を進めていただいております。そしてこのように各校区の取組を全市的に広げたいということで，本日冊子をお配りさせていただきましたけれども，毎年年度末には各推進地区の取組をこういったパンフレットにまとめまして高知市内の小学校，そして園の先生方全員にお一人1冊ずつ配っております。初めて教育に携われる先生方もこういった取組を知っていただいて連携を進めていただきたいという思いもあって冊子を作っております。

これは昨年度の取組にはなるんですけど，冊子を基にして各校区の特徴的な取組を紹介させていただきます。まず一つが，3ページ目にあります，人をつなぐ取組として園児と児童の交流を紹介しております。このように一緒に物づくりを年長児と1年の児童が行ったり，それから小学校の学校行事に招きまして，学校行事に参加，見学してもらうだけではなくて，一緒に教科等の学習を行うことで，子供たちにより充実した連携をとることで各学校区が取り組んでおります。

そして次のページですけれども，組織をつなぐ取組ということで，先生方の連携，交流の紹介をしております。やはり幼児期の育ちをしっかりと小学校教員も理解して，そしてそれを教育にいかしていくということが大事になりますので，幼児期の育ちを共有する交流であったり，そして今までは1年生の授業は小学校の教員だけで作っていたのですけれど

も、やはり幼児教育に携わる先生方から子供の育ちを聞いた上でカリキュラム作っていかうということに最近、先進的に進めてくれている学校は取り組んでおりまして、この写真のように1年生のスタートカリキュラムの内容について園の先生方と一緒に協議をするといった取組も行われております。

5 ページ目には教育をつなぐ取組ということで、まずは幼児、年長後期のアプローチカリキュラムの実践例を紹介しております。中でも幼稚園教育要領等に示されました幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育の充実をということで、保育の中で子供たちの育っている姿をしっかりと酌み取っていただくということと、そして右のページになります協同的な遊びや体験の充実をということで、子供たちが子供たち同士で関わりながら協力し合ったり折り合いをつけたりしながら活動していく姿。また、正に小学校における学級づくりにもつながっていくというふうに考えております。

5 ページ目は教育をつなぐ取組のスタートカリキュラムの実践です。ここでは実践例というよりは、こういった授業を進めましょうというふうな発信をしているページにはなっておりますけれども、今年の1年生の授業を見ましても、子供たち同士が関わる活動を取り入れたりとか、それから教科等につながるような生活課程の授業を通して、算数や国語につながるような子供の意識の流れを大事にした取組を進めていっているのではないかというふうに感じています。

6 ページ目が小1プロブレム発生率の推移になります。小1プロブレムといいますのは、下にもありますように、1年生の学級において入学後の落ち着かない状態が解消されず、担任等の話を聞かない、指示どおりに行動しない、授業中に勝手に教室の中を立ち歩いたり教室から出ていったりするなど、授業規律が守れず、そのために授業が成立しない状態に拡大し、そしてそれが数カ月にわたることで、子供の個々の課題というよりは学級全体の1年生の学級崩壊のようなイメージをしてもらえたらと思うんですけれども、その発生率になります。高知市内41校の小学校に調査をずっと続けておりまして、近年発生率が減少してきております。平成30年度ゼロということで、毎年100クラスぐらい1年生の学級があるんですけれど、去年の1年生につきましては全ての学級で小1プロブレムが発生しなかったというふうな効果も出てきているところです。

7 ページ目が保・幼・小連携の取組に関する調査結果になります。ちょっとこの配っていた資料がちょっと印刷ができてない部分がありましたので、本日委員の皆様にはワンペーパーで資料を改めてお配りしております。スタートカリキュラムにつきましては、小学校のみに聞きました実施率。そして園児と児童の交流や保・幼・小教職員の連携につきましては、園と小学校の実施率の平均となっております。30年度につきましては、29年度の調査結果よりもぐんと伸びまして、うれしい結果になっているんですが、これはちょっと調査の仕方を少し変えたというところもありますので、数字だけで喜んではいけないと思いますし、中身をしっかりとしていくことが大事だと思っております。いろんな角度から調査をしておりますが、例えば、園児と児童の交流の実施率だけではなくて、1日入学と

いった取組以外にもいろんな取組を、先ほどもちらっと紹介しましたが、各学校区に応じて子供たちの交流が深まるような、互惠性の生まれるような、そういった取組も進んでいるところでは、なかなか連携しにくい、先生方忙しいというふうにも聞いておりますけれども、その中で何とか時間を作って、子供たちを中心に話をしようというふうな、そういった機運も高まってきていると感じております。

8 ページ目が保・幼・小連携研修会です。このようにずらっと 24 年度から並べておりますけれども、今年度につきましても、実は 2 月 28 日にこの研修会を実施する予定をしておりましたが、そして 140 名規模の先生方の参加の希望をいただいていたところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大をちょっと心配をしまして、急遽中止をしましたということになってすごく残念に思っていますが、毎年実施する研修会ですので、園の先生方にはまたご参加したいというお声もいただいておりますので、研修をまた計画したいと考えております。

最後に、9 番の今後の方向性です。最後に一番下を書いておりますけれども、やはり先生方の関係ができてきていつつありますので、今後もっと一層「教育をつなぐ」取組ということを進めまして、幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領の趣旨を踏まえまして、保育者と小学校教員が子供の成長を共有し、児童や園児が既に持っている力を十分発揮できるような取組を推進していきたいと考えております。園で豊かに育ってきている子供たちの力をゼロにしないで、しっかりそれを引き継いで、大きく持っている力をいかしながら伸ばせるような、そんな授業が小学校でできるようにと思って、この取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。

保育幼稚園課と学校教育課のほうから重点施策②につきまして本当にまた。

はい、宮地委員。

(宮地委員)

宮地です。

今までの説明は非常にというか見やすい形の分だったので、非常に分かりやすいなと思いつつながら。分からないのが 20 ページで教えていただきたいのが、職員の資質向上という、いわゆる職員というのは何を指した職員なんです。それまでの流れとしては、家庭支援だという加配だとかいうふうな形で来て、次のページに突然、職員というのは何を指すのかなというのが 1 点分かりませんので教えてください。

それからもう 1 点は、29 ページで、6 番の小 1 プロブレムのところで、ちょっと気になるなというのが、小 1 プロブレムについての説明の中で 2 行目に、指示どおりに行動しな



い。主体的な学びへとつなげていくという活動の中から、指示どおりに行動しないということじゃなくて、指示された行動に行動ができないとかいうふうな意味合いのほうがいいんじゃないかなと。これでいったら、ちょっと指示どおりに行動しないというのは、これが目標になるというのはいかがなものだろうかという、この2点でございます。

よろしく申し上げます。

(有田会長)

じゃあ、1点目のほうからお願いします。

(保育幼稚園課 石川)

はい、保育幼稚園課の石川です。

20 ページの研修実施等による職員の資質向上というところですが、職員というのは、21 ページのところの説明をさせていただいたところにもありますが、各教育施設の施設長、クラス担任、特別支援の担当者がある園は特別支援担当保育士、家庭支援等の職員がいる場合は家庭支援。そのほか、保育士以外の調理員や看護師、役務員等の職員等を表しています。

(宮地委員)

分かりました。それは分かるんですけど、ここで突然職員となるとちょっと分かりづらいので、何か工夫がないかなという思いがしました。というのは、いわゆる小学校入学前の施設にいる職員全てを指すんだというふうな意味合いですよ。非常に分かりやすいけど、その解説がないと分からない職員というのはいかがなものかなと思いましたが、何かちょっと注釈があると有り難いなと思いましたが、その件よろしく申し上げます。

(保育幼稚園課 石川)

ご意見ありがとうございました。

(会長)

学校教育課のほうの小1プロブレムの位置付けにつきまして申し上げます。

(学校教育課 平井班長)

はい、どうもありがとうございました。宮地委員に言っていただいて、はっとしたんですけれども、私たちもやはり主体的に子供たちが学び続ける子供を育てたい。未来社会を生き抜けるような、そんな学びに向かう力を育みたいというふうに考えておりますので、実はこの23年度から調査を始めた当初の小1プロブレムの定義をずっと続けて使っております。そういった視点でこの定義を見直してなかったなということに気が付きました。

また改めてもう一度この小 1 プロブレムの定義について考え直していきたいと思います。そういう視点を含めていきたいと思いました。ありがとうございました。

(宮地委員)

すいません。これが目標にならないような形にしていただければ有り難い。

(学校教育課 平井班長)

そうですね。指示されて動く子供ではなくて、自ら考えて動く子供たちを育てたいと考えています。ありがとうございました。

(有田会長)

他にありませんか。

(吉川委員)

いいですか。

(有田会長)

はい。

(吉川委員)

吉川ですけど、すいません。

この 29 ページ, 同じですけど, これゼロになった理由というのは特別支援学級が増えて, そちらのほうに情報が行ってて, その子たちがそちらに移っていったということはないんでしょうか。

(学校教育課 平井班長)

ありがとうございました。特別支援学級の 23 年度当初から見ましたので, そういった見方で子供たちの動きを見て調査をしてきてはいませんので, きちっとお答えはできないと思うんですけども, やはりこの取組を進めていく中で, やはり 1 年生は何も知らない子供たちだからということで, そして 1 年生になったらこうあるべきだというふうな思いで, 教師主導の授業ではなくて, 割と最近はスタートカリキュラム行っていますように, 幼児期の学びをいかすような, ゲーム的な要素を取り入れたり, そして子供が持っている力をいかしながら行う授業であったり, もちろんそれが教科につながる大事な授業にはなるんですけど, そういった授業の仕方の形態も少し変わってきているということの一つ小 1 プロブレム発生を防ぐ要因にはなっているかと思いますが, すみません, お答え, 特別支援の時点で, 学級のほうには違いはないですけど。

(吉川委員)

このグラフに特別支援学級の数を一緒にグラフに加えると、逆に右肩上がりに特別支援学級が増えておれば、そういうこともあると。実際にやられていることはすごいいことなんで、それ、幼稚園や保育園から小学校への連携がうまくできてるということも、いろんなことが要素があるんじゃないかという気がします。

(学校教育課 平井班長)

すいません。

(有田会長)

じゃあ、齊藤委員。

(齊藤委員)

保護連の齋藤と申します。

この保・幼・小連携以降のところなんですけども、非常に連携実施率、目標を突破して、さらに結果も出てるなというふうに、非常に感心して見させていただきました。吉川先生がそういう意見がなければ、私、ゼロになってるのですばらしいなというふうに思いました。これを取りまとめた32ページについても成果としてちゃんと載ってますし、今後の課題も、保護者と小学校の教員くっつけるみたいな、すばらしい目標に変わって、非常にいいものだなと思ったんですけれども、ひょっと、保護者と小学校の教員のイメージってどんなものなんでしょうか。

(有田会長)

お願いします。

(学校教育課 平井班長)

今後の課題について言ってくさった。

(齊藤委員)

30, 32 ページですね。

(学校教育課 平井班長)

はい。

(齊藤委員)

はい。

(学校教育課 平井班長)

保育者と小学校教員の定義ですか。

(齊藤委員)

保育者か。

(学校教育課 平井班長)

子供の成長を共有し、というふうになっております。園の先生方とやはり子供はもう今の育ち、これだけできる、こんなことができるようになっていくなという事で、マイナスの見方ではなくてプラスの見方で子供を見るような、そういったことを目指して、それを小学校教育にいかしていきたいというふうに考えています。

(齊藤委員)

これですね。保育者ですね。申し訳ございません。けど、素晴らしいなと思いました。

ちょっと一つ、前のところでのちょっと引っ掛かったところがあったんですけども、この評価をさせていただくに当たってなんですけども、ここの保・幼・小の連携のところは成果出てるなど。ゼロに近づくとつれていいなど分かるんですけど、あとのところがいまいち、この評価というのは目的、目標に対して進捗率とか、どんなアプローチをしたかということで多分評価していこうという話だと思っんですけども、そこがちょっと見えにくい資料だなと。評価というのがいまいちぴんとこないところがあるので、アプローチだけを見て評価はさせていただくんですけども、そこら辺のことまた踏まえて資料づくりをお願いしたいというふうに思います。研修一つ、保育の質を上げるための研修とっても、今後も充実していくということはあったんですけども、どのレベルまで充実させないかんのかというところが全くないずつ充実させていくみたいな話で、非常にちょっとぼやっとして分かりにくいなと思いましたので、また次回で結構ですので、またそこら辺も、目的、目標がありつつ、そこに対しての進捗とかアプローチの仕方というのが見えるようになれば非常に有り難いなと思っまして意見をさせていただきました。よろしくをお願いします。

(学校教育課 平井班長)

ありがとうございました。

(有田会長)

じゃあ、中西委員。

(中西委員)

中西です。

21 ページ、22 ページで、研修の関係なんですけど、大変多くの研修していただいて、職員の資質を向上するという。これ、すばらしい取組です。22 ページの中で、ちょっと発言の中で、園内研修のこと。いわゆる外へ出て行って研修を受けるんだけど、それをどう中へ。全員が一緒に研修受けてないんですよ。代表が来て多分受けてるんですよ。そしたらその研修をどうやって全職員に落とすしていくのか、移していくのかという。園内研修というのは、これ結構大事なことで、これはやはり出ていく研修か、それをどう園の中で広げるのか、全員に広めるのかという。ちょっと言葉の中で出てきましたので、ぜひそれを明記し、園内研修で外へ出た研修を移すとか広げるとか定着させるとか、その辺の文書とかデータとか、やっぱりそれをどうやって把握していくとかいうことをぜひやっていただきたいと思います。結構私もいろいろなところで研修をやらせていただいて、じゃあそれが園の中でどうなんですかって聞くと、受けた人は、中ではなかなか伝わらないという困難があるような話を聞いてます。

それともう一つ、先ほど吉川先生、齊藤委員が言われました、小1 プロblem。これ年によって違うところありますよね。事の質によって、本当にすらっといく子供もいるし、大変ながきんこぼかりのともあるみたいですけど。私もちょっと市内ではない郡部の小学校行ったときに、校長先生に言われたのが、「中西さん、小学校1年生が出てきて、私たち一番最初にすることが何か知ってますか」って聞かれて、えっと思って、「勉強ではないんですよ。まず椅子に座ることを定着させるんですよ」と。今、ベビーカー座りというんですか。腰を前へやって、後ろで、こういう座り方をして授業を聞いてると。ふっと見たらおらんと。昔は「おしっこ」言うて出ていった子供がいたんですけど、そうじゃなくて、「どうしたの」って言ったら、「はっ」言うて。ここで座つとかなくてはいけないということが分からない子供が出てきてるんですよ。そんな話を聞いて、本当にかぐつときて、今の小学校大丈夫かなのと思ったことあるんですけど、ちょっとその辺の問題があるんで、ちょっとゼロになったから安心。偶然になったということもあるんですよ。ですからこれはちょっと気を付けて、やっぱりそういうことがあるんだということで、保育園と連携することでそれが解決していく可能性は強いと思いますので、ぜひその辺はまた頑張ってくださいといただけますか、やっていただきたいと思います。

以上です。

(小野委員)

市P連の小野です。

すみません。私もこの21 ページの研修のことについて少しお伺いしたいんですが、たくさん開催回数があったりとかいろいろありますが、これはここに書いてある、例えば特別

支援担当保育士・園長などというふうにありますけれど、園が実際運営されよう時間帯にこの研修は基本行われるということであれば、その研修に出ていかれる先生、それからそのときには手薄になる園ってというような、問題を抱えた中でやっぱりこの研修ってというのは行われてて、それで実際この研修に行きたいってという方は大体もうほぼ全て行くことが可能なような園の状況ってというのはもう既に作ってある。作られてる園とそうでない園があるように思うのですが、その辺りはその園にお任せってというような状況なのでしょうか。そこは研修体制がその園それぞれで、もしでこぼこがあるのであれば、幾らいい研修をしていてもなかなかそこへ出ていかせられないような状況の園ってというのも、公立やったらそうではないかもしれませんが、そういう質がなかなか同じように上がっていかないのではないかなっていうふうに若干思ったんですが、そこな辺りの把握はされておられますか。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課，中村です。

確かに、この研修の回数の多さ、それから県の研修との兼ね合いとか、そういったところで非常に研修の回数も多いということもあって、先ほどもお話ありましたとおり、民間さんについては場合によってなかなか出にくいところってというのはあると思っております。国のほうで、この公定価格の中に基準の職員の年間3日分、ごめんなさい3日やったと思えますけど、分の代替保育士の措置をされておると。ただそれだけではなかなかこの研修に参加しにくいというところは承知をしております、その中で我々できることといえば、今の保育現場の負担を軽減するような国の補助メニュー、そういうところも活用しながら、そういう体制も整っていきたいと思っております。

先ほどの発表者のほうも話ありましたけど、その研修の重複する部分、県との重複する部分は調整をしながら、より参加しやすい研修の体制づくりとか、それをしていきたいというふうに思っております。

(小野委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にございませんか。

沖田委員。

(沖田委員)

構いませんか。すいません。

(沖田委員)

齊藤委員の質問とかぶるんですけど、21 ページの研修回数と受講者数、この数値をどう評価していいかわからないんですけど。例えば普通でしたら、これしたら8回で延べで737人受講してるというように受け止めているんですが、それでいいのかどうかということと、実際に特別支援担当保育士と園長が何名で、そのうち何名が受講しておるのかというのが、そこで数字で見えないもんですから、どういうふうの評価したらいいのか。全員が受講しているのか、実際は10%、20%で受講してないのかというところが見えないので、この数値の評価がしょうがないんですけど、その辺りはどのようなデータをお持ちなのかなというのをお伺いしたいんですけど。

(有田会長)

具体的にありますでしょうか。

(保育幼稚園課 石川)

保育幼稚園課、石川です。ご意見ありがとうございます。

21 ページの各17項目の研修のグラフを改めて見ますと、ご意見いただいたように比較が分かりにくいので、またこの表については検討して見やすい形にしていきたいと思えます。

研修については、ご意見たくさんいただきましたが、実際に保育現場の訪問、保育士不足というところや、あと職員の世代交代等もあって、研修も大事なんですが、参加をしにくい体制も考えながら、高知市としては研修も減したり、でも減すに当たってはどこかを充実したものというのを日々検討しながら進めています。

特別支援については、担当者がいるんですが、担当だけではなく、やっぱりクラス担任を中心に一緒に過ごす子供とどう、一緒に育てる教育施設だからこそ、どう過ごしていったらいいか、不安を抱えてる保護者にどのように接したらいいかを、担当保育士だけではなく全体で考えるということが、この数年、研修の中身として狙いを多く持って進めてきていますので、園を巡回訪問で回ってくださっているというのと単身で進めていることもあると思われるんですが、園で共有している雰囲気が出てきているように思います。

特別支援の担当者の研修については、担当の子供さんが園にはいますので、保護者の方に家庭保育を協力していただいて、研修をしているところもありますが、就労支援というところの配慮も兼ねて、この研修も少しずつ保護者の負担も考えながら回数を減したりというふうに進めているところもあります。

初めのほうにご意見いただきましたように、どの研修についても狙いを持って進めていますが、どんなにいい研修を受けても、各自園で共有をしないと、目の前の保護者や子供とつながっていけないので、自園での伝達的な場、共有の場が大事ということも同様に研修の終わりにはお伝えするようにしています。

各園，公立，民営，認定こども園と各参加している認可外保育施設等も研修の振り返りという職員会での共有をすごく充実しているというふうはこの数年よく聞かれています。立場が正職，臨職の方，職員の方，様々な雇用形態の職員がいますが，どの立場にあっても自分が行った研修をこんなに感じたということ自分の言葉で伝える雰囲気づくりの職員会も大事ではないかということも研修の中でお伝えしていています。

園長先生，施設長の方の参加もどの研修にも参加を呼び掛けてはいますが，なかなか出にくい体制ではあります。ただ，参加が可能な限りそれぞれの職種がどのような悩みを，現場では声が出せないけれど，研修では生の声が聞かれるので，そこに参加していただくような周知の仕方も少しずつしているところです。

十分なお答えができていないかもしれませんが。

(会長)

よろしいでしょうか。

(沖田委員)

よく分からなかった。

(会長)

伊野部委員。

(伊野部委員)

伊野部です。

ちょっと保・幼・小の連携についてですが，これ以前にも言わせていただきましたが，何か保・幼・小それぞれ組織の連携というものに何か重きが置いてるなという感じが前からしてたんです。その組織の連携はここにあるとおり，従来と比べたら本当に良くなったと思います。当事者としてもそう思います。以前は我々，特にいわゆる家庭的に問題のあるお子さんとかいうの細かく書いていると，学校の先生からそんな細かいことなんか書かないでくださいと。返って先入観になりますからって言われたことから比べたら，最近では本当，全然そんなこと言いませんし。ただ，やっぱり子ども・子育て支援法の最大の目的というのは，一人ひとりのお子さんの最善の利益ということ。一人の個々の人間ということにもうちょっと焦点を当てれば，今，放課後児童クラブというのがもう避けて通れないというか，多くの方が利用されてる。ここの連携というのが，私も以前言わせていただきました。私も直接，小学校の先生来られたときに言いましたけど，前もお話したとおり，我々は県の職員ですと，放課後児童クラブは市ですからということも過去も言われました。今現在どうなってるか分かりませんがやっぱり，その子供のことを考えるならばやっぱり保・幼・小に児童クラブ，これやっぱり我々，保・幼・小との連絡会へは我々



持ってますけど、そこに放課後児童クラブの方が入っていただくようなシステムができないなら、小学校と放課後児童クラブ、小学校に我々が必要な情報は与えていますので、その辺の情報を流していただくような、やっぱりそういったシステムづくりというのをぜひとも考えていただきたいということで、これはもう要望になってしまうかもしれませんが、お願いしたいと思います。

(有田会長)

宮地委員どうぞ。

(宮地委員)

いいでしょうか。

(有田会長)

はい、どうぞ。

(宮地委員)

すいません、宮地です。

要望でお願いしたいのは、本当に小学校入学前の施設っていうのが別に領域でやっていると。いわゆる到達度ではないという教育、領域があるわけじゃないという辺りでやっているので、ぜひとも、27 ページにある幼児期の終わりまでに育ってほしい姿っていうふうな、分かってる人に言うのもなんですけども、小学校の先生たちにその辺をしっかりと、これが到達度ではないんだという辺りを徹底していただかないと、おおむね出てくるのが、できた、できない。これができてないじゃないか、そろってないじゃないかという形でいけば、正にますます話は聞かなくなるし、面白くなければ出ていくというふうな方につながってこようかと思しますので、その辺をどうぞ徹底をしていただきたいというふうな辺りで、最初に始めに小学校教育ありきじゃなくって、子供たちが育ちを見てどういうふうな、そこへ、学びへとつなげていくのかという辺りを非常によくやったださって進んできてくれるけれども、ここが本当に、小学校以上っていうのは到達度があって、今日、何をしなければいけないのか、この単位では何をするのか、できたか、できないかっていうことが問われてきますけど、そうじゃなくて目に見えない形で育ってる部分を、それをぜひとも小学校以上の生きる中心にぜひお伝えを。さらにこの中で、連携の中で根幹にあるのはこれなんだよと。そこに一番出てくるのは今後、すぐこれが育ってない、できてない、できたっていう、そういう発展にならないようなことをぜひ進めていってくださる中、さらによりしくお願いいたしますという、お願いでございます。

以上です。

(有田会長)

お願い。

(吉川委員)

はい。

(有田会長)

吉川委員。

(吉川委員)

吉川ですけど。

ちょっと先ほどから言われてた 18 ページの家庭支援推進保育士とか、子ども・子育て相談支援員というのは、すごく目の前の子供だけではなくもっと広い目で見える保育士さんとかが育ってるとか、専門的な知識を持った人が来てくれるのはすごいいい制度で、この下にまた 19 ページの母子保健コーディネーターとも関係するのですかね。とにかく横串を入れるような何かそういうことをやってくださるのはとてもいいなというふうに思います。

それで、さっきの話ですけど、具体的な話なんですけど、園内で職員会議のときに伝達研修みたいなことをやってるとい話ですけど、それはすごい短い時間しかできないんじゃないでしょうかね。ですから、僕は提案ですけれども、月のうちの 1 回だけは子供さんたちを、延長保育しないから職員で伝達研修する日を設けて、そういうふうなことを分かっていたかどうかというようなことはできないのかなと思ったりします。今やってるといいながら、空いた時間に子供たちを見ながらでは実際にはできてないと僕は思うんですけど。

それから、もうちょっとあるんですけど。それで、いろんな情報をさっき言われましたけど、子供一人一人の情報をその組織としてやってるんじゃないし情報も伝えているんだと思いますけれども、今頃、大きな健診の情報とか、そういう情報がデータベースとして一生あるようなそういうふうな AI のデジタル化した社会になって、そのデータベースをどう使うかというようなことにもなっていて、小学校がそれぞれの子供のカルテじゃなしに、その成績とか全部書くような電子化された状態になってきていると思うんですけど、そこに幼稚園とか保育園での生活とかいろんな情報を放すんですけど、その情報を余り載せすぎるといけないかもしれないんですけど、その情報をデジタルで入れればすごくいつでも見える。そして、その情報が 1 年生のときそうだったけど、2 年生の評価、またここは良くなったとかいうのを変えていくとか、そういう流れを持った教育にする。手書きでいろいろ聞いただけではそれは終わってしまうわけで。そういう長い経過をデジタル資料も使ったことも考えていったらどうかと思うんですけど。いろいろ個人情報がいっぱい問題とか、いろいろ起こるでしょうけども、そこの乗り越えるようなことをやっていただくといいと

思うんですけど。

(有田会長)

たくさんの方の要望が出ました。ここにつきましては、これまで余り施策につきましては余り意見が出なかったんですけども、皆さん委員の方々が幼児教育につきまして随分知識を持たれたので、結構時間が今年はおかかっていますけども、一つは、やはり我々委員が評価をするときに評価のしやすい資料を出していただかないと責任持てる評価できませんので、そのためにはやっぱり方向性、この取組の方向性につながったような取組の状況を書いていただくと評価がしやすいと思いますのと、ここの表記の仕方について工夫をお願いしたいということが1点と、それから連携につきましては、やっぱり中西委員から出た、以前だったらもう幼児教育と小学校教育は全く教育の方法とか内容が違うので全く連携がなかったのが、高知市はやっとうとう同じテーブルで小学校の先生と保育の現場の者が話ができ出したというスタートを超えたところに、このような成果ができつつあるという状況ではないかと思われまして。そういうところ見てくると、園内研修とここで書かれてるものも、きっとここの委員の方が思ってる園内研修のイメージと実際にやった園内研修、また違ったこともあるかと思われまして、その方にきちんと分かるようなこれから資料を作ってくださいということで終わりたいと思われんですけども、よろしいでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

じゃあ、続きまして、重点施策③につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(子ども育成課 小嶋)

子ども育成課の小嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

33 ページの重点施策③地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実についてご報告させていただきます。

次のページをごらんください。地域子育て支援拠点事業は、子供や子育てをめぐる環境が多様化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対処するため、地域の身近な場所で、子育ての支援を担う施設を目指して実施しています。内容としましては、乳幼児のいる子育て中の保護者を対象として①から④を行っております。現在は14カ所の施設があり、多くの親子が利用されています。

次のページの下には、地域における子育て支援として、地域子育て支援センターを星印で、子育てサロンをひし形で示しています。地域子育て支援センターについては、子ども・子育て支援事業計画における施設の目標数値、市内15カ所について現在14カ所が達成されています。地域の子育て支援の拠点として期待される施設ですので、今後、施設数の比較的少ない北部に新たな整備を目指してまいります。

次に36ページです。ファミリー・サポート・センター事業です。地域において、託児や

送迎などの育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターに登録し、有償ボランティアによる相互援助活動を行う事業です。

37 ページをごらんください。対象の依頼会員，生後 6 か月から小学 6 年生までの子どもを持つ家庭。援助会員，市内在住の 20 歳以上の方で，心身ともに健康であり，総合援助活動に理解と熱意のある方になります。会員相互の援助活動としては，保育所・幼稚園などの送迎などの援助を行っています。実績については表をごらんください。援助会員の資格取得のために保育サービス講習会を行い会員登録に努めています。また援助会員の資質向上のためにレベルアップ講習会を行っています。

次のページをごらんください。援助会員宅で預かりをしている様子の写真になります。

39 ページです。子育てに関する情報発信について説明をします。高知市では子育て中の保護者の皆さんが，それぞれニーズや目的別に分かりやすく整理した子育て応援情報誌として，平成 25 年から「こうちし子育てガイド ばむ」を配布しております。平成 30 年度子供子育て支援に対するニーズ調査で，このばむから子供に関する情報を入手している割合は前回よりも増加しています。平成 31 年度からは，母子健康手帳の交付時に配布していた「子育て応援ブック」と統一し，妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指して子育て世代包括支援センター等で母子健康手帳の交付時に配布しています。母子健康手帳の配布時以外にも幅広く手に取ってもらえるようにさせていただいております。

子育てに関する情報発信として，フェイスブック，高知市こども未来部「ほのぼの子育て」を開設し，子育て知識に関する情報を子育て世代に発信しています。タイムリーに子育て情報を周知する有効な手段の一つとして，今後も充実をさせてまいります。

41 ページをごらんください。親子絵本ふれあい事業についてです。この事業は親子のふれあいを深めるため絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに，親同士の交流や仲間づくりの場として実施している事業です。また，子育て支援として遊びの指導や子育て相談なども併せて行っています。対象としては，生後 2 カ月から 1 歳 2 カ月までのお子さん，その保護者です。平成 28 年度から予防接種の発送時に合わせて引換券を送付しています。平成 30 年度では，ふれあいセンターや健康福祉センター，地域子育て支援センターなど，21 カ所で 131 回開催し，市民図書館での引換えも含めて 990 冊の絵本を引換えをしていただいています。絵本の読み聞かせの方法や読み聞かせに適した絵本の紹介なども行いながら，子育て中の保護者の孤立感の予防や育児不安の減少につなげていけるような事業として，今後も取り組みたいと考えております。

最後にまとめと今後の課題についてお示ししております。1，地域子育て支援センターについては，子育てに関する身近な相談や交流の場として期待される事業であるため，北部地域に新たな施設整備を目指します。2，子育てに関する情報発信については，「こうちし子育てガイド ばむ」，ホームページ等も含めて利用者にとって分かりやすく利用しやすいものになるように取り組みます。3，ファミリー・サポート・センター事業については，依頼会員と援助会員の会員相互の援助活動の安定的な支援に取り組んでまいります。4，親子

絵本ふれあい事業については、できる限り多くの方に参加していただけるよう努めるとともに、参加者にとってより充実した事業となるように取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(伊野部委員)

ちょっと1点。すいません。

(有田会長)

伊野部委員。

(伊野部委員)

伊野部です。

地域子育て支援センターということで、方向性の中で市の北部に新たに施設の整備を目指すということですが、人口的にいうと北部は足りないんでしょうけど、この35ページの地図を見ると南部、長浜、それから三里に全然ない。この南部地区に対しての取組というのは、人口が幾ら減ってるいうてもちょっと余りにもあれと思いますけど、その辺の考えはどうなんでしょうか。

(有田会長)

事務局のほうからお願いいたします。

(子ども育成課 小嶋)

今現在14カ所の子育て支援センターがありまして、NPO法人さんがやっている子育て支援センターが今1カ所あります。その子育て支援センターの出張費用というか、お出かけしてくださる支援センターを週に2回やったださってまして、1カ所は宇賀の公民館のほうに週に1回出向いていただいてやっているところが1カ所と、それから南ヶ丘のほうでやったださっているのが1カ所ございます。

(伊野部委員)

そしたら、長浜のいわゆる本当のお町のところと三里は予定はなしということになりますか。

(子ども育成課 小嶋)

今のところは北部のほうにということで、大きな流れとしてはあります。

(伊野部委員)

分かりました。それ以上は求めませんが、やっぱり人口のことも考えることも必要ですけど、地域性というのもやっぱり余りにも偏った形にならないようにということで、今後、長浜地区にも三里地区にも保育所もありますので、併設型というのものもあるわけですから、その辺保育所さんとの連携が必要になってくると思いますけど、その辺の働きかけぐらいはしてみてもいいんじゃないかなという気持ちがありましたので、意見とさせていただきます。

(有田会長)

保護者の方が支援センターが一番ほっとする場所として活用ができると思いますので、そういった意味でない地域につきまして保育所なんかでの併設型とかできると思いますので、何とか親子がカプセル状態でいなくても過ごせるような場をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

他にございませんか。

(沖田委員)

1件だけ。

(有田会長)

沖田委員。

(沖田委員)

沖田です。

すいません。数字にこだわって申し訳ございませんが、数値目標の資料の4ですかね。4の5ページになるんですけど、評価の仕方がよく分からないんですが、(5)の病児保育事業で供給(目標)が2,030で利用実績が1,765でした。ファミリー・サポート・センター、供給(目標)が3,172で2,226でした。ということで、内部評価は目標に対して利用実績を下回ったと。利用しやすい環境、制度づくりに取り組むということにしておるんですけど、単純に考えると病児保育を利用する方が少なかったんで、結果的に良かったんじゃないかなという評価の見方もあるんですけど、これでしたらもっと病児保育を利用できるように病気になってくださいみたいなイメージ受けてしまって、この評価の仕方がどうかかと。ファミリー・サポートについても利用促進に取り組むことが大事なかもしれませんけど、ニーズがこれだけであれば、それは十分な評価になっておるんであって、供給(目

標)が先走っているというか、これが基になっておるような気がして、評価の仕方、文言はどうかのかなと。かたや7ページの子育て短期支援事業では、目標960に対して利用実績152あったそうですけど、一定の効果を得ることができたという評価の仕方をしているという。この表現の違いを、私どもが評価をするときに、内部評価と私どもの評価ってどういう見方をしたらいいのかなというのをちょっと教えていただいたらと思うんですが。

(有田会長)

先ほどの数値につきまして何かご説明いただけますでしょうか。

(子ども育成課 長尾課長)

すいません。子ども育成課の長尾です。

病児保育のほうにつきましては、供給(目標)に対して利用実績1,765のこの中に定員というのが、それぞれの病児保育事業の中にありまして3名ないし6名という定員があるんですけども、これはお部屋を区切った形で同じ疾患のお子様については同じ部屋に入れるんですけども、そうじゃないお子さんについては例えば感染症が2つ、3つ、別の感染症のお子さんがいたいという要望があった場合に、お断りするというケースはどうしてもあるようなことがあって、この2,030という目標に対して1,765の中にお断りをさせていただいたということもあって、これは実際の6人という定員以外にもう少し箇所数がやっていたところ、ご協力いただけたところ増やすことも考えなければならぬのではないかということで、こういったちょっと利用しやすい環境、制度づくりに取り組むというような文言にさせていただいている面がございます。

(沖田委員)

そうであるのであれば、利用実績だけじゃなくて実際に利用の申込者が何人いて、そのうち1,765しか利用できなかったと。全ての要望に応えてないからもっと環境整えていかなければいけないという書き方をすべきじゃないかなと思うんですが。

(子ども育成課 長尾課長)

また表示については考えてまいりたいと思っています。

(有田会長)

今いただける数値につきましても高知市がどのような取組をした結果、これをどう評価するかという表記にさせていただくと、こちらのほうで評価するときにとってもやりやすいです。どうかその辺の表現の仕方を工夫お願いいたします。

他にございませんか。

なければ、重点目標④のほうに移りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 高橋副所長)

失礼します。子ども家庭支援センター高橋です。

私のほうから重点施策④児童虐待の発生予防について説明をさせていただきます。44 ページのほうをお開きください。虐待発生予防の取組の流れにつきましては、44 ページのフローチャートに示しております。既にご存じのとおり、子供の虐待による死亡事例等の検証結果等によりますと、予期しない妊娠、それから妊娠健診の未受診、それから母子手帳の未交付、それから若年の妊婦については継続的に高い数字で虐待死亡事例が発生をしております。最新の第15次報告におきましても、心中以外の虐待死亡事例の53.0%はゼロ歳児で、そのうちの半分以上が1カ月に満たない新生児でした。これらのことにより妊娠期から支援を必要とする要保護者の早期発見と切れ目のない支援の強化が非常に大切になってまいります。高知市の取組といたしましては、フローチャートの左上にあります母子保健活動による乳児家庭全戸訪問事業と、それから右隣にあります一時預かり事業等の事業の中で直接、訪問相談支援を行う中で直接、家事支援等が必要な場合などによりましては養育支援訪問事業につなげていくような流れになっております。これによって子育て家庭の育児力の向上や育児に対する負担から孤立感を和らげていくこととなります。また、フローチャートの下方のほうにありますように、役所内の機関だけでなく学校や医療、それから子供に関わりのある関係機関や地域住民の児童虐待に対する意識の向上なども児童虐待発生予防には大変重要だと考えております。

次のページをごらんください。児童虐待の発生予防に関する取組状況についてご説明させていただきます。大きく4つの取組事業がございます。まず、1つ目としましては、子ども家庭支援センターでは、児童虐待に関する相談だけでなく、その他の子供に関する悩みや心配事について相談を受けております。その児童家庭相談件数について、平成27年度から30年度までの推移を表にまとめております。なお、表中の一番上にあります養護相談の中に児童虐待に関する通告が含まれておりまして、平成30年度の児童虐待通告件数は526件中221件でした。

次のページをお願いいたします。2番目、児童虐待予防推進事業といたしまして、本年度も高知オレンジリボンキャンペーンへの参加・協力をしてしております。10月27日にたすきウォークをやっておりまして、帯屋町アーケード内において実施をいたしました。また、高知市の広報紙「あかるいまち」の11月号には虐待予防月間に向けての市民への一層の周知も図っております。

次のページに移りまして、3番目、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業といたしまして、まず、要保護児童対策地域協議会の構成機関であります子ども家庭支援センター職員の専門性の向上というところで、児童相談所や外部の専門機関による研修に参加をしております。また、地域ネットワーク構成員の児童虐待に関する専門性の向上や、それから連携強化を図るために県下各市において研修実績のありますNPO法人カンガルーの会



に事業委託をいたしまして、児童虐待予防研修を開催しております。その2年カリキュラムの本研修が本年度2カ所。中央地区と南部地区の2カ所で行いました。この事業は平成28年度から実施をしておりまして、本年度で市内全域を一巡した形になっております。この2年カリキュラムの研修は一度研修を受けたからといって定着するものではございませんので、今後は市内4ブロックを順次、継続開催していくとともに、それから開催を市内他のブロックにおきまして年1回程度の子育て支援研修を開催していく予定でございます。それから毎年開催をしております児童虐待予防講演会は11月17日に塩田町の保健福祉センターで開催をしまして、51名の参加がっております。

次のページをお願いします。4番目として、養育支援訪問事業についてです。社会福祉法人みその児童福祉会に事業委託しまして、養育に関する専門的な相談や家事援助などに対応しております。表に平成27年度から30年度までの実績件数を挙げております。最近の傾向といたしまして、妊娠期からの支援が必要とされます特定妊婦の増加とともに専門的な相談、それから家事援助ともに必要とされるケースが増えてきております。それによりまして、1件の対応に手を取られる状況がございます。

次に、今後の方向性のところでございます。3点ございます。妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるために、保健・医療・福祉などの関係機関によるネットワーク機能の強化と専門性の向上を図ります。2点目。関係機関と連携しながら保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立しないよう支援を図り、児童虐待の防止に努めます。3点目。講演会それから研修等の実施、定期的な広報活動によりまして、子供に関わりのある機関や団体、地域住民等における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図ります。

次のページからは、高知市におけます児童虐待の現状を参考に載せさせていただいております。ご確認いただければと思います。

以上で報告を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。

先ほどの説明につきまして、ご意見、ご質問はないでしょうか。

はい、齊藤委員。

(齊藤委員)

保護連の齊藤です。

私この会には何年か参加させていただきまして、児童虐待のこの数字については大体どうしてこうかっていうのは分かってき始めたところでありまして。数が減らないとか、昔から比べると多くなるとかいうところのこの会とか中西さんからいろいろ教えていただいて、やっぱり見守りの目、意識向上によって通報度が高まってくると。濃いグレーから薄いグ

レーまで通報してくれて非常に助かっていると。一概に悪いことだけじゃないこと。いう話を理解はしているつもりなんですけども。これですね。この資料を見ると、私前からちょっと違和感があったのが、この資料を見ると薄いグレーからブラックの量がわかるという話は分かります。切れ目ない支援とか、市が対策していることですね。孤立化を防ぐとか、支援していくとかいうことで、グレーから白に変わった子供たちというのも数のイメージってありますでしょうか。非常に難しいと思います。いろいろ要因が含まれますし、本当に白とは、色で区別するのはあれなんですけども。虐待が無くなった家庭に戻っていたかどうかなんて分からないかもしれませんけど。それがなくなかなか私も評価に特化したものを言わせていただくとなかなか評価しにくいなど。確かにこのグレー以降の数は分かりますけど、分かりにくいなと思うのでひょっとイメージでいいので。市が対策して良くなったというイメージを何かいただきたいなと思ひまして。意味分かりますよね。イメージ分かりますか。難しいですね。

(吉川委員)

今の話だと、それぞれの子供に対してレベルを決めてるんじゃないでしょうかね。そのレベルがどれぐらいの人がどうなったかとか、一番最高レベルの人が何件もあったのがこれくらいになったとかそういうことがあれば、レベルが下がれば対応を少し下げてもいいとかいう。上がれば何とか。そういうようなことはやってると聞きますけど、そういうデータは出せないかということでもよろしいです。難しいかもしれない。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

子ども家庭支援センターの中城です。

ちょっと数を何件何件ということについては難しいのかなとは思いますがけれども。なかなか今、色で表現をしていただきましたけども、なかなか正直言いますと、黒かったのが真っ白というのはなかなかやっぱり難しいところはあるかと思ひますけども。やはり我々としてしましては子供の安全の部分で、まずそこにしっかりと向き合いをしていただいて保護者の方に。そして、そういった部分について意識の変容を促していくという作業の中で、そこがどう変わってくるのかという過程をやはり確認はさせていただいております。やっぱりそうはいつでもなかなか親御さんだけでなかなか解決する問題ではございませんので、やはり子供さんの養育等々で、子供さんが保育園に通っておられるとか、それから母子保健課が小さな子供さんの養育に関わっておられるとかいった中で、そういったところに親御さんが相談を持ちかけれる、そういう関係性の構築ですね。そういったものの支援とかですね。やはり特に小さい子供さんっていうのは自分からSOS、安全についてのSOSとか出せませんので、やはりそういったところでいうと、親御さんがやっぱり養育に行き詰まったりとかちょっと困ったときにどこに相談ができていくのか、それをまた困ったときにすぐに相談ができるような関係性が築けるのかとか、そういったところを見させてい

ただくという中で、またその時々親御さんの精神状態とか、子供さんの置かれている状況だと、今、吉川先生もちょっとおっしゃってましたけども、一件一件リスクなく設けておまして、やはりそういった状況の悪いときには、例えば A ランク B ランクとか高いランク付け。養育が安定してくれば C, D というふうに下げていくとかっていうふうな形で、その進行管理などを高知市の子ども家庭支援センターの中に要保護児童対策地域協議会という関係機関の連携の調整機関をもってますんで、その中で各機関などからの情報なんかを集めた中で、その評価をしながら、一定その親御さんが関係の機関とのそういう子供さんの養育に関わる機関との関係性なんかを築きながら、なかなか 100 点満点になりましたというのは難しいかもしれませんが、そこは一定我々が目標としますところに到達すれば、一旦は要保護児童対策地域協議会の台帳からは外すとかいうふうなことで、対応をしているところです。ちょっとすいません、件数までははっきり今ここでご説明はできませんけれども、一旦そういった形で最終的な長期の目標、それからそこに至る短期の目標など、それぞれのケースごとで育てながらその対応をさせていただいておるところでございます。

(齊藤委員)

ありがとうございます。そのリスクランクと言うのがあるの知らなかったんで、いやすばらしいなと思います。

もう一点聞きたいんですけども、そのリスクランクについて。今リスクランクで推移してると思うんですけども。いろいろな対応をされてると思います。生の現場の方の空気感によっても対応変わりますでしょうし。やっぱりセオリーもありますでしょうし。やっぱり将来的にはリスクランクと対策のエビデンスみたいなものが出てくるっていう形になるんですか。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

そうですね、そこはかちとしたものはなかなかあれですけども。やはりそのリスクランクについてはまずやっぱり子供の安全の部分ですね。そこがベースになってまいりますので。そういった形で目に見える形で、まずはその対応の緊急度であったりとかいうのは一つの目安にはしているところではあります。そのきれいな関係性をというところはなかなかちょっとはっきりしないところではあると思いますが。

(齊藤委員)

ありがとうございます。評価についてもそうなんですけども、保護者の立場でここに立たせてもらってますんで、やっぱり今事件が減らない。非常に胸が痛い日々が過ぎてますんで、やっぱり何とかしたいということがありまして質問させていただきました。またよろしくをお願いします。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

はい、ありがとうございました。

(吉川委員)

はい、すいません。僕としては何かいろんなことを良くしていこう方向性については、やっぱり人が大切なんですけど、人の体制についてやっぱりこれはちゃんと書かないといけないんじゃないでしょうかね。対応する人がどれだけ人数がいるということについては、全然それはもう、みんなこうしたいわけですけども。実際の基礎となる対応する人、そしてその人の経験年数とかを書きいただかないとなにもわからない。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

はい、おっしゃるとおりでございます。ここにまた来年度以降こういった児童虐待対応の重点施策、上がってくると思いますので、そちらにはその分載せさせていただきたいと思えます。現在、子ども家庭支援センターで申しますと、現在、職員定数が15となっております。プラス非常勤の相談員が3名。それから、定数外で再任用の保育士1名といった職員体制になっております。それで経験年数ですが、すいません、今日はちょっと手元資料で持ってきてないですが、5年以上の職員が今現在、正規の職員で3名、それから非常勤の相談員が3名とも5年以上というような形で在課年数が長くなっています。それであるとかやはり人事異動を行いまして、1年目2年目3年目ぐらいの職員もそれなりにおるといふようなところで、総務部との、人事課等々とのヒアリング等でも一定、職員の在課年数、通常の市の異動サイクルよりは長めをお願いしたいということでお話をさせていただいております。やはり、経験の積み重ねがどうしても必要な職場になってまいりますし、それからその経験年数が長くなることで、関係機関とのそういう緊密な連携なんかも図れていきますので、その部分については市役所全体、こども未来部だけじゃなくて、市役所全体の課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(吉川委員)

ちょっとまたいいですか。

全職員がそういうふうになること難しいとか思います。ですから、5年以上の方が3名というのはいちよっといてもいいかもしれない。その人たちが中心に指令を出すと。今後いろんなところで非常勤の職員、経験した人をだんだんたくさん雇っていただいて、経験をいかすような職場ではないかと思うんですけどね。その方たちの増やして経験年数が多い人を増やしていくという体制はいかがかと思えますけど、どうかと。提案したいです。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

はい、ありがとうございます。

ちょうど今年、包括外部監査ございまして、やはりそういった経験のある職員などをスーパーバイザーみたいな形で非常勤みたいな形で職場に入れるということも検討したらどうですかというふうなことを今、吉川先生おっしゃられたようにご意見としていただいておりますので、またそういった方向性も検討しながら体制の強化を。それと、子ども家庭支援センターだけではなくて、子ども家庭支援センターだけではやはり虐待の予防対応というのはなかなか難しゅうございますので、そういった関係の機関の職員さんにもそういった意識をしっかりとっていただくことと、そういった基礎的な知識、技術も身につけていただくということも非常に重要になってこようかなというふうには考えております。ありがとうございました。

(有田会長)

ここが虐待、児童虐待の発生予防という項目になってますので、虐待に対しての対応と もう一步、予防もあるわけですので、ここの数字を見てみると、養育相談の 222 件が虐待の対応だったということにできると、子供の育ちだとか発達の特徴は保護者は分からないからそうってしまったところもあると思うんです。そう見てくると、この取組のところに、今後の方向性の 1 つ目のところに、支援を充実させるために保健・医療・福祉ってありますけど、やっぱりここに教育も 1 つ要るのではないかと思われるんですけども、いかかでしょうか。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

そうですね、はい。ここの部分。確かに教育が入ってもいいんですけど、妊娠期からという書き始めになってますんで、教育もしっかりここを書き込んでいきたいと思います。

(有田会長)

教育とは、いわゆる幼児教育。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

はい、そうですね。はい。

(有田会長)

幼い子供たちですので、だから保育現場の、幼稚園の先生だったりもここに入ってくるんじゃないかという意味での教育です。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

分かりました、はい。すいません、ちょっと少しここはしょって書いてるかなと思いま

すんで、ぜひ書き加えさせていただきます。

(有田会長)

他にございませんか。

(新谷委員)

はい。

(有田会長)

新谷委員。

(新谷委員)

私立幼稚園 PTA 連合会の新谷と申します。

1 週間ほど前、テレビでちょっと見たんですけども。テレビで事件になっているような虐待は、母子家庭にその母子手当を当てにしてきている実のお父さんでない人が虐待をしているデータがあるというのをテレビでやってたんですけど、高知はそういう傾向はあるのでしょうか。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

その母子手当を目的かどうかは分かりませんが、実際に母子家庭に、お母さんのお付き合いをしている男性が入ってきているという。行政がもともと把握している世帯構成は母子家庭ですけれども、そこに男性が入っておられるという家庭はやはり実際にはございます。それで、我々としましても、実際に大きな事件としてよく出てくるパターンがそういう母子家庭の内縁男性が子供に暴力を振るって死亡になったとか大きな事件になってるって大きく報道されますけども、実際にお母さんによる虐待が多いっていうのは非常に多いんですけど。そういった大事件といいますか、そういった危険なリスクをはらんでいる家庭ではございます。ですので、そういった家庭については実際に我々も、先ほどリスクランクの話をしましたけども、リスクをやっぱり高めに。特にそこに小さな自分から SOS を出せない乳児、幼児などがおる場合には、特段のやっぱり注意を払いながら、世帯の実態がどうなのかというところをしっかりと捉えながら対応をさせていただくことにはします。

(有田会長)

はい、中西委員。

(中西委員)

中西ですが。

結構、今言ったケースは多いです。と、もう一つは子供を食い物にした親、実の親でもそうなんですけど、奨学金なんかでもらって実際は親が使っていて、子供が卒業したらその金は子供が払わんといかんという、これがちょっと今、就労支援してるんですが、結構そこでも問題あります。とプラス今言ったように、担任が入ってるわけですね。お母さんは、言葉ちょっと悪いんですけど、お母さんじゃなくてもう女になってるんですね。だからその息子とか子供をだしにしてやらないと彼が逃げていく。だから金で縛ってるという。結構数としてはありますので。

(有田会長)

よろしいでしょうか。はい。

その他にございませんか。

じゃあなければ次の重点施策。これにつきまして、子ども育成課、障がい福祉課のほうから説明をお願いします。

(子ども育成課 片岡)

子ども育成課の片岡と申します。

重点施策⑤障害児支援の充実ということで、資料の52ページからごらんください。ちょっと時間があれるので巻きで行きたいと思います。52ページ、ごらんの3点について報告させていただきます。

53ページをごらんください。現在の早期発見・早期療育支援体制の図となっています。この図は1歳10ヵ月児健診からのフォローを中心に描いておりますが、健診以外にも保護者が心配して相談してくるケースや、保育園や幼稚園などからつながってくるケースも増えてきています。子ども発達支援センターでは、専門機関につながるまでの支援として、図の真ん中の辺りで白抜きでありますように、早期療育教室や心理相談、園への技術支援、親子通園ひまわり園などを実施していきまして、活動も定着してきています。

次54ページです。1歳6ヵ月児健診の受診率です。グラフの中の凡例ですかね。ちょっと字が抜けておりますが、受診率になっております。受診率の向上に伴い、より多くの健診対象者のスクリーニングが可能になり、早期発見の機会拡大につながっています。

次55ページです。相談を受けた後の具体的な支援の流れを示しております。子ども発達支援センターにおける支援の流れです。相談があれば園訪問か家庭訪問にて状況を確認し、必要に応じて心理相談や早期療育教室などへ案内をしております。

次56ページです。子ども発達支援センターでは、相談を受ける際には保護者の気持ちに寄り添うことを大切にしています。気持ちの傾聴や子育ての相談に応じたり、子供の発達については個別の指導計画を保護者と共有して、了解が得られれば就園先との共有もしています。就園先と共有することで、子どもの発達や手だての共有はもちろんのこと、保護

者への日々のフォローにもつながっています。

57 ページ。次は在宅障害児への早期支援について。在宅障害児は医療機関からの連絡や、母子保健課の赤ちゃん誕生おめでとう訪問などを通じて把握しています。お誕生日を迎える頃までは主に医療機関での治療やリハビリなんかが中心となりますが、同時に母親の心情面のサポートはとても重要です。親子通園ひまわり園では27年の4月からゆったりっこクラスを実施しています。ゆったりっこクラスの対象は心身に障害を持つ発達の緩やかな子供とその保護者で、これまで生後数カ月から4歳ぐらいまでの子供さんが参加をされていました。スタッフは保育士、保健師、理学療法士などで、親子マッサージとか触れ合い遊びなんかを取り入れながら、子供の発達に応じた支援を行っております。

58 ページ。サポートファイルを効果的にいかした関係機関との連携について。サポートファイルは子供の支援が途切れることなく引き継がれるために、子供の基本情報や、こういった機関でこういった手だてやサポートを受けてきたか。そういった情報を1つのファイルにまとめて保護者と関係者の間で情報を共有しやすくするためのものです。就園とか就学のときなど、様々な場面で活用が見込まれています。

59 ページ、今後の方向性といたしましては、発達障害児の早期発見・早期療育の体制整備と、今後さらに内容の充実を図ってまいります。ひまわり園のゆったりっこクラスは早期支援の場となっており、今後も関係機関と連携しながら内容をより充実してまいります。障害児への切れ目ない一貫した支援を実現するためのツールとして作成したサポートファイルの機能を十分いかすために、今後も引き続き活用推進の取組を進めていきます。

子ども育成課のほうは以上で報告を終わります。

引き続き障がい福祉課から報告があります。

(障がい福祉課 嶋)

障がい福祉課の嶋です。

60 ページをごらんください。相談支援体制についてですけれども、61 ページですが、相談支援体制、東西南北の4地域に障害者支援相談センターを設置し、様々な相談を受けるとともに、福祉サービスや必要な機関へつなげる支援を行っています。令和元年4月から10月末までの児童の相談実人数は311人です。相談児童の障害種別を見ると、発達障害児の相談が最も多く、次に知的障害児となっています。相談内容で最も多いのは、福祉サービスの利用等に関する相談です。

次の62 ページをごらんください。障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する際にはサービス等利用計画書が必要であり、計画書は指定特定相談支援事業所が作成するものと保護者が作成するセルフプランがあります。サービス等利用計画書を作成する指定相談支援事業所数は、令和元年10月末現在では37事業所。指定障害児相談支援事業所は26事業所となっています。障害児通所支援事業の利用決定児童数は10月末現在901人であり、うちセルフプランは200人です。セルフプラン作成支援については、障害者相談支援センタ



一の相談員が行っています。成人に比べて障害児のほうがセルフプランの作成率は高いです。障害者相談支援センターや指定相談支援事業所の相談員の専門性を高めるため、研修や意見交換会を実施しました。

次に 63 ページです。就学前の子供に対する早期支援ですが、児童発達支援事業所及び医療型児童発達支援事業所数は昨年度末より変更ありません。児童発達支援事業の令和元年 4 月から 10 月末までの利用決定児童数は 232 人。うち実利用児童は 212 人です。医療型児童発達支援事業の利用決定児童数は 12 人で、実利用児童は 9 人です。昨年度よりやっばり増えています。

次に 64 ページです。保育所等訪問支援事業所数は昨年度末より 10 月末現在、増減はありません。令和元年 4 月から 10 月末までの利用決定児童数は 143 人。うち実利用児童は 83 人です。

次に 65 ページですけれども、放課後や長期休暇への支援についてですが、放課後等デイサービス事業所数は令和元年 10 月末現在では昨年度より 3 事業所増加しています。放課後等デイサービス利用決定児童は 10 月末現在 674 人。うち実利用児童数は 616 人です。年度途中の数字ですけれども、利用児童数は増加傾向にあります。事業所数と対比すると、ほぼほぼ充足してきているのかなというような状況です。

次に 66 ページですけれども、障害児長期休暇支援事業は今年度は高知大附属特別支援学校などで実施され、利用児童は 5 人でした。この事業は放課後等デイサービス等が創設される以前からの事業でして、市立の特別支援学校で今年度開催されてなかったのは、放課後等デイサービスのほうに児童が移行されたというものです。

67 ページは、再掲になります。

次に 68 ページです。卒業後に向けた支援ですけれども、特別支援学校での進路相談会への参加や、卒業後の進路を検討するために在学中に就労アセスメントを実施し、その評価の確認を行っています。

今後の方向性ですけれども、相談支援専門員の質の向上に取り組んでいくとともに、障害者相談センターや障害福祉サービスの周知をいろいろな機会を通じて行っていきます。また、それぞれの子供の障害特性や発達に沿った支援が行えるよう、事業所職員のスキルアップに取り組んでいきます。また、卒業後に向けて本人、保護者、学校、相談支援事業所など、関係機関とともに検討を行い、卒業時には支援が途切れることなく次の機関へつながるよう丁寧に支援を行っていきます。

以上、ご報告です。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問ご意見ございませんか。

吉川委員。

(吉川委員)

58 ページのですけれども、サポートファイルを小・中学校、特別支援学校に継続するというのを、これはファイルとして紙媒体でやっていくということなんですかね。

(子ども育成課 片岡)

はい、ありがとうございます。子ども育成課です。

今のところ、サポートファイルは紙のファイルという形になっております。

(吉川委員)

先ほど言いましたように、それは永続的にあるのは問題かもしれないけど、そういうのがあって、情報をだんだん積み重ねていく。そしてそれに手間をかけないというようなことは必要なんじゃないかというふうに思います。

62 ページのサービスと利用計画書というの、何か子供のことを書ける人が少ないという。大人のケアマネに対応するプランを書ける人が少ないというような話も聞きますけど、高知市ではそういうことは一応なくて、どんどん書かれているという状態なんですか。

(障がい福祉課 和田)

障がい福祉課の和田です。ご質問ありがとうございます。

子供さんのプランを書ける専門職が確かに少ないというのは事実そうかなと思っております。実際に指定を受けてる事業所って何個か書いてある、26 カ所あるんですけども、26 カ所全部が子供さんのことを積極的にたくさんプランを書いているという状況では実際にはなくて、どちらかというと大人のほうを主体としてやれる事業所もこの中には含まれております。なかなか今みんな手一杯の状況になってきておりますので、すぐに新しい新規の相談が上がってきたときに、どうしても引受けができないという状況も実際には起こってきておりますので、そのときにセルフプランをということで、障害者相談センターの職員のほうがサポートしながら、また、私たち障がい福祉課の職員のほうがサポートしながら、プランのほうを作成しながらやっているところです。

(吉川委員)

はい、そうですね。そういう作成者を育成する事業もあるようですから、それにも参加を促していただきたいと思います。

(有田会長)

ご意見で。

(吉川委員)

はい。

(会長)

というご意見ありますのでよろしくお願ひいたします。

(障がい福祉課 和田)

ありがとうございます。

(会長)

他にございませんか。

宮地委員。

(宮地委員)

宮地です。

質問です。58 ページの年長児のサポートファイル所持率が出ておりますが、母数は何です。全体なのか、それともそういう支援が必要な中での所持率か。ちょっとそれを教えていただきたいのと。

もう1点。これは63 ページの図の中で文字がかぶってるのでこれ何とかしてよという思ひです。一番左の図の分で。私のだけかな。30 年度とか令和1 年度の方は。令和1 年はちょっと発達と数字が重なって見えないんで、ちょっと上げていただいたら有り難いなという。

(子ども育成課 片岡)

はい、ありがとうございます。

まず63 ページのグラフ。左端の事業所数のグラフですね。悪いですね。すみません。令和元年度10 月末の児童発達支援の数は21 です。重なっておりますして申し訳ありません。

あと、サポートファイルの所持率につきましては、資料3 の実施状況等確認表の24 ページも参考にさせていただけたらと思うんですけども、上から4 段目にサポートファイルの活用推進というのがあります。その30 年度実績というのを見ていただきますと、母数、すみません、数としてはしてないんですが、何を母体。母集団は年長さんのときに就学相談、就学児童を有する方が受ける相談事業があるんですけども、その就学相談を受けた子供の数というのが母数になります。

(宮地委員)

要は該当しそうな人というか、相談を受けた人の中で持っている人がという。

(子ども育成課 片岡)

そうです。

(宮地委員)

相談した人に勧めてるわけ。

(子ども育成課 片岡)

そうですね。その時点で持っているか持っていないかをまず出している。そして、必要な方にはその場でお渡しもしてるという。

(宮地委員)

サポートファイルを持つというのが、支援が必要だったりする人に勧めているようなことなのかなと。そうすると、どこでそのサポートファイルをもらえるのかなというか。ちょっと県と今回の分も、どこなのかちょっと分かりづらかったので、その辺をちょっと教えていただければ有り難いと思いました。

(子ども育成課 片岡)

はい、ありがとうございます。サポートファイルはお渡ししているところといいますと、私たち子ども育成課、子ども発達支援センターであったり、あと庁内でいいますと障がい福祉課、母子保健課、あと保育幼稚園課、そういった子供と関わりのある部署でお渡しをしております。子ども発達支援センターでいいますと、先ほども説明しましたように相談を受けておりますので、その相談を受けていく中で、例えば、今後も引き続いてお子さんの発達についていろんなサポートを受けていかないといけないような場合にはサポートファイルをお渡しして、使い方も説明して活用していただくように保護者の方にお話しております。

(宮地委員)

何となく分かりました。要はどうやってももらえるかというか、周知がどうなっているのかなというのもちょっと分かりづらいなと思ったんで。サポートファイルは書きやすいように工夫をされて、要保護児童の会などで活用して使っているということは分かっているんですが、現実はどうやったらもらえるか、どういう人に配っているのかっていうのがちょっと分かりづらいなと思いましたんで、すみません、質問もまとまらないので申し訳ないです。その辺ちょっと教えていただけたら有り難いです。

(子ども育成課 片岡)

そうですね。発達に何か、何らかの課題があったりとか、保護者の方の心配があって、診断の有無とかはもちろん問うていません。今いろいろなサービスなんかもあったりしますし、受診をされる方もおりますし、あともちろんほとんどの方が保育園、幼稚園に通ったりしておる。そして小学校へ上がっていくというような中で、やはり発達に何らかの課題があったり、それに伴って何かこう周りのサポートが必要なお子さんというのが対象にはなってきます。

(宮地委員)

ありがとうございました。ぐでぐでと聞きましたけど、一つお願いしたいのが特に障害であったりとか、情緒障害であったり知的障害の方たちは、障害を受け入れるところが保護者がすごく難しいと思うんですよ。身体障害だとかいう形になってもなかなか受け入れることが難しいと。そんなもんが実は私どもの現場のほうで一番困るのがリハビリなり、リハビリは始まるのはやっぱり、特に小さいうちだったら保護者が障害を受認するというか、認めない限りスタートはしないというところになるんで、そこに現場はすごく苦労するんですよ。ですからその辺一步間違えば本当に非常にナーバスな問題含んでいるところがありますので、ぜひその辺も含めてそのファイルとともに活用していただくと有り難いかなということで、お願い方々等、どこへ行ったらもらえる、どんな人に渡すかっていう辺りはちょっと工夫していただくと有り難いかなという思いで質問方々お願いでございます。よろしく申し上げます。

(子ども育成課 片岡)

ありがとうございました。56 ページにもありますように、おっしゃっていただいたように保護者の方の思いも私たちも大事にしたいところでもあります。おっしゃってるようにそのサポートファイルも、またお渡しするタイミングだったり渡し方だったりというのもあると思いますし、保護者の気持ちにも添いながら発達支援というようなこと、障害への支援ということはしていきたいと思っております。ありがとうございました。

(有田会長)

よろしいでしょうか。他にございませんか。

このサポートファイルは結局保護者の同意がなくてもいいってことですか。

(子ども育成課 片岡)

基本的に保護者の方に書いていただくものなので同意は必要ですね。保護者の方が持つものになっております。

(有田会長)

そのところきつと県と市と両方あると思うので、どういうふうな持ち方が一番いいのかなんかは調整していただくことって現場の保育者。本当にこれ、このサポートファイルがあって初めてその子にとって必要な支援が届くようになりますので、その辺りをぜひ併せていただくような形で。要望です。

他にありませんか。なければ。はい。

(子育て給付課 関川)

子育て給付課の関川です。

議論いただきました、事業内容と施策につきましては手元のこちらの 2 枚の評価、意見書に重点項目ごとに評価を書き添えていただきまして、意見を記入していただきまして、2 週間後の 3 月 17 日までに返信用封筒にて事務局のほうまで提出をよろしく願いいたします。

(有田会長)

はい、じゃあ皆さんよろしく願いいたします。期日までに遅れないように返送してください。お願いします。

続きまして、議事に入りたいと思います。第 2 期高知市子ども・子育て支援事業計画について事務局から説明をお願いいたします。

(子育て給付課)

子育て給付課、関川です。

資料 5 の計画案をごらんください。この案は今年度議論していただきました、第 2 期高知市子ども・子育て支援事業計画の最終の案になります。パブリックコメントにつきまして、1 月 27 日から 2 月 25 日までの間実施をさせていただきました。意見提出はございませんでしたので、最終の案になります。

また、後ろの 117 ページ以降に資料編としまして、本委員会の委員名簿や今年度の経過等を載せさせていただいております。

私からは以上です。

続いて、保育幼稚園課のほうから説明させていただきます。

(保育幼稚園課 古津)

保育幼稚園課の古津です。

私から前回の計画から、変更する数値目標等につきまして、ご説明させていただきたいと思います。資料、先ほどと同じ資料 5 の第 2 期高知市子ども・子育て支援事業計画令和 2 年度案をごらんください。ページ数は 98 ページからになります。

まず、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容についてご説明させていただきます。本件、今回変更させていただく内容としましては、保育の部分で令和元年度に 3 歳未

満児の受入れのための施設整備事業を計画しておりました施設が、事業を見送ったことによりまして、3号認定の供給量の変更が生じたので、見直しをしております。また、前回設定をしておりました、地域型保育事業の事業所内に保育事業の供給量、それから、認可外保育施設の供給量に含めておりました企業主導型保育事業の供給量について修正させていただいております。修正の内容としましては事業所内保育事業についてはもともと従業員枠と地域枠とそれぞれ定員がありまして、その両方を当初は供給量として見込んでおりましたが、今回の量の見込みにつきましては地域型、地域枠のみが供給量となることとなっております。それから企業主導型保育事業につきましては、入所時に利用調整をする施設につきまして、供給量に含めることとなっておりますが、高知市におきましては企業主導型保育事業は利用調整をしておりますので、供給量からのけております。

この事業所内保育事業と、企業主導型保育事業につきましても3歳未満児の定員設定がほとんどの数ですので、3号認定の供給量が減少することとなっております。

それからもう1点、前回の会議までに広域医療の調整ができておりませんでしたので、今回、県からの調整分の数値が来ましたので、今回の計画にお示しをさせていただいております。98ページの表の中でいいますと特定教育・保育施設と、99ページになります特定地域型保育事業の高知市確保分。その右に広域委託と広域受託という項目を追加しております。広域委託とは、高知市の子供が市外の施設を利用する場合において、広域受託というのが高知市外の子供が高知市内の施設を利用する場合を表しております。

当初の高知市確保分に市外施設利用の広域委託分を加えまして、それから市外から利用する広域受託分を差し引くことによりまして、広域調整後の合計として高知市の子供の供給量を示しております。これらを変更した結果、99ページのほうにあります一番右の列の需給状況のところです。令和2年度以降で2号認定(幼)の供給が不足していることとなっておりますが、2号認定(保)でかなり余裕が出ておりますので、この2号認定(幼)の不足分をカバーすることができるということで、2号認定全体では供給が確保しているという考え方となっております。

一方、3号認定の0歳時につきましては、令和2年度におきまして、需給状況の不足が生じておる状況になっております。マイナスの81というのが3号認定の0歳児、令和2年度の需給状況になっておりますが、この不足分につきましては市内の就学前子供が年々減少しているということと、地域全体で見れば供給は確保されているということを考慮しまして、児童数の推移、それからニーズの状況により適宜対応が必要であるということを踏まえまして、平成30年度から実施している小規模保育事業の公募の実施。それから保育ニーズの高い地域での施設整備等の改修の際には、事実上の定員の設定となるような一定確保することなどでやってまいりたいと考えております。

この内容で計画を見直した結果、令和4年度のところで供給の不足が解消する計画となっております。

また、100ページからですが、年度ごとの保育・教育における量の見込みと供給量になっ

ています。各年度の一番下に行を追加しまして、広域調整の数値を示しております。

続きまして、105 ページに飛びまして、認定こども園の普及に係る考え方と認定こども園への以降を促進するために計画で定める数のところですが、この枠内の表にあります認定こども園の類型別計画につきまして、計画の変更がありましたので修正をさせていただいております。当初は令和 2 年度に、保育所型から幼保連携型への類型変更の希望がございましたが、これが令和 3 年度に変更となりまして、それから令和 4 年度に計画しておりました、幼保連携型創設の事業の規模というのが中止になりまして、当初お示ししておりました計画から除いております。これによりまして、令和 3 年度がこの表のとおり合計が 21 施設となりまして、令和 4 年度以降も同数が推移する計画となっております。

続きまして、108 ページ下が地域子ども・子育て支援事業の量の見込みのところですが、(5)-②病児保育事業の体調不良児対応型のところですが、この表の一番下、施設数とありまして、これは当初 58 としておりましたが、昨年 9 月に 1 施設の事業開始届の提出がございましたので、59 施設となりました。今回はこの現状の実態を計画にも反映したいと考えておりまして、この 59 に修正をさせていただいております。

最後に 113 ページごらんください。こちらは幼保連携型認定こども園の整備計画のことをお伝えしております。先ほどの認定こども園の計画変更させていただきました、令和 3 年度幼保連携型認定こども園への移行。それから令和 4 年度の創設事業の中止によりまして、施設数を修正させていただいております。

変更については以上になります。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの計画につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。ありませんでしょうか。なければこの子ども・子育て支援会議といたしまして、この答申内容決定していきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ただいまの答申につきまして、異議のない方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全員の方からの了承ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、事業計画の答申につきまして意見内容につきまして、私のほうから提案をさせていただきたいと思っております。資料 6 をごらんくださいませ。この中に先ほど決定いたしました事業計画を高知市に答申をしていくわけですが、この答申書に子ども・子育て支援会議として意見を付けていきたいと思っております。その一文がここに示してあるものです。ごらんください。

一、第 2 期高知市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念、基本方針の実現に向け、計画の着実な推進に取り組むこと。

一、高知市における子ども・子育て支援について、子どもの最善の利益を常に意識し、全ての子どもと子育て家庭に、妊娠期からの切れ目のない支援が行われるよう、地域の子



育てに関する社会資源を活用し、地域の実情に応じた子育て支援体制の構築に努めること。

一、幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、職員研修の充実を図るなど、多様な施設や事業における教育・保育の質の向上に努めること。

でございます。これにつきまして、ご意見ありませんでしょうか。

1つすみません、3つ目の一つですけども、これ幼児期と書きましたけども、乳児も入れておいてはどうでしょうか。ふと今、乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期として指針のほうにも入っていると思いますので、申し訳ありません。この内容につきまして、意見がなければ、この答申につきまして私のほうで預からせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、他に意見がなければ以上で議事が全て終了いたしました。委員の皆様、活発な意見をどうもありがとうございました。予定時間が遅くなって、本当に申し訳ございませんでした。それでは事務局のほうにお返しいたします。よろしく願いいたします。

(子育て給付課 宮本課長)

どうも有田会長、ありがとうございました。

事務局から、市長の答申と、来年度のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

(子育て給付課)

子育て給付課、関川です。

事務局から事務連絡につきまして2点お伝えをさせていただきます。まず、第2期高知市子ども・子育て支援事業計画につきましては今回ご審議をいただきました、事業計画案でお諮りさせていただいた内容で答申をいただくことで決定となりました。ありがとうございます。この計画を市長に答申をしていくということで、3月24日火曜日の午前10時から本庁舎4階の特別応接室で行う予定となっております。この市長答申に適宜、計画の策定にご努力をいただきました委員の皆様にご出席をいただきたいと思います。ご案内をさせていただきます。ご出席をいただける方は答申の次につけております連絡表の下半分に氏名を記入していただき、出席に丸をして事務局のほうに送付をお願いいたします。先ほど説明しました重点施策の評価と一緒に返信用封筒にて送付をお願いしたいと思います。

もう1点ですが、来年度のこの高知市子ども・子育て支援会議の予定についてですが、本日行いました事業計画の点検・評価など、二回程度の会の開催を予定しております。委員の皆様には会議の出席について、今後ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

(子育て給付課 宮本課長)

それでは、以上をもちまして、第6回高知市子ども・子育て支援会議を終了いたします。

大変長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございます。皆さん気を付けてお帰りくださいませ。

(こども未来部 山川部長)

最後になりますので、一言ご挨拶を申し上げます。本年度は6回に渡りまして、第2期の計画の策定という非常に沢山の会議に参加いただきまして皆様のお力をお借りしまして無事に計画の策定をすることができました。どうもありがとうございました。新制度ができて5年という大きな節目を迎えることができました。この新制度というのはそれまでの児童福祉をとりまく制度ががらっと180度変わってしまうようなそういう大きな切り替えでございました。その中で5年が経過し、さらに次の5年への第一歩という計画づくりに皆様にお力いただきまして本当に心からお礼を申し上げます。私が6年前に今のこの仕事に就いた時、1年間の子供の出生数は記憶では2800人程度いたと思います。それが直近では2400人程度になっています。わずか5年6年でこのくらいにきているというのが今の現状です。その中で高知市全体の人口も徐々に減少してまいりますけれども、子供たちを取り巻く環境というのは、ますます複雑化してきているというふうに思っています。高知市におきましても切れ目ないという言い方をしてきていますけれども、妊娠期から全てをスタートすることによって、将来のいろんな虐待でありますとか早期発見と言いますけれども、さらにその一歩前、予防というところに特に力をいれて積み重ねていくことが将来の様々な子供たちの育ちに繋がっていくものと考えて取り組んできました。これからもそういう形で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか今後もお力添えよろしくお願い申し上げます。私事になりますが、この3月で定年退職いたしますので、皆様にお目にかかることは来年はないかもしれませんが、また、それぞれの職員が引き継いで繋がっていくと思っております。今日いただきましたご意見は来年度の評価の際に資料に対しまして不備もたくさんありました。またその辺を改善して、また皆様のご意見を伺いやすい形で来年度の会議に繋げていきたいと思っておりますので、どうか今後とも高知市の子供たちのためにお力添えいただきますようにどうかよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。